

第 1 号

3月6日（金）

平成 27 年第 1 回氷川町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 3 月 6 日

午前 10 時 00 分開会

於 議場

1. 議事日程（第 1 日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1 号 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2 号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 13 議案第 9 号 氷川町墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10 号 氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11 号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12 号 氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 14 号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第15号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第24 議案第20号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第21号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第22号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第23号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第24号 平成27年度氷川町一般会計予算について
- 日程第29 議案第25号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第26号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 議案第27号 平成27年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第28号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第29号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 日程第34 同意第1号 氷川町教育長の任命について
- 日程第35 同意第2号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第1 議案第30号 定住自立圏形成協定の締結について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 河 口 涼 一	2 番 清 田 一 敏
3 番 長 尾 憲 二 郎	4 番 上 田 俊 孝
5 番 江 寄 悟	6 番 三 浦 賢 治
7 番 松 田 達 之	8 番 片 山 裕 治
9 番 米 村 洋	10 番 笠 原 良 一
11 番 上 田 健 一	12 番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 草 野 信 一	代表監査委員 本 田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第1回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、清田議員、3番、長尾議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月18日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの13日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

また、1番、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについては、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、例月出納現金検査並びに定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年第2回八代広域行政事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年12月25日及び平成27年2月2日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成27年2月18日に、熊本県町村議会議長会第65回定期総会が熊本市で開催され、議長が出席しました。なお、この定期総会におきまして、全国町村議会議長会表彰状伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰が行われました。全国町村議会議長会表彰並びに熊本県町村議会議長会表彰で、笠原良一議員が在職15年で、多年にわたり地域の振興発展に顕著な功績があったと認められ、表彰の栄に浴されましたので報告します。

ここで表彰の伝達を行います。笠原議員、演壇の前によりしくお願いいたします。

表彰状。熊本県氷川町、笠原良一殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日。全国町村議会議長会会長、蓬清二。代読。

表彰状。熊本県氷川町、笠原良一殿。貴殿は、多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成27年2月18日。熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。代読。

○議長（永田義昭君） これで表彰状の伝達を終わります。

次に、議員派遣の結果になりますが、平成27年1月29日から平成27年1月31日まで、沖縄県において、産業建設厚生常任委員会の調査・視察研修が実施されましたので、産業建設厚生常任委員会、三浦委員長より報告を求めます。三浦委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

産業建設厚生常任委員会調査・視察研修の報告を行います。

産業建設厚生常任委員会では、「産業の振興」をテーマに、平成27年1月29日から1月31日までの3日間、沖縄県うるま市をはじめ、糸満市や北谷町を訪れ、「い業に関する調査」や「道の駅活性化に関する調査」並びに沖縄の美しい海から豊かな水をつくり出す、沖縄の海水淡水化センター及び浄水場の視察研修を行いました。

本町の基幹作物であるい草が中国産の輸入による価格の低迷や居住の多様化による消費の減少、また生産農家などの減少により、関連機械の製造販売が中止されるなど、い草に関する環境は厳しいものがあります。

そこで、1日目の1月29日は、本町い業の今後の展望を開くことを目的として、沖縄のい草のほとんどを生産している、うるま市の照間地区を訪れました。

照間集落では、150年から200年前からビーグ、いわゆるい草が栽培され、現在、い草の生産者は28名でした。平成24年度の作付面積は、約9ヘクタール

で約50トンの生産であるということでありました。この照間のビーグが沖縄全体の97%を占めているとのことであり、ほとんどの量は県内で消費されているが、生産が追いつかないということでした。今後は、い業の振興のため、うるま市と交流を図っていきたいと考えています。

次に、近年、異常気象などで水の需要と供給が社会問題になっています。飲料水、工業用水、農業用水など、水は私たちが生活を営むうえで必要不可欠なものです。

本町では、現在、それらをダムや堰に頼っていますが、沖縄県では全国でもあまり例のない、海水から真水をつくり出す事業が行われております。

そこで、2日目の1月30日は、北谷町にある沖縄県企業局海水淡水化センターと北谷浄水場の行政視察を行いました。

海水淡水化施設は、ダムの建設に比べると施設建設の工期が短期間で済み、プラントがコンパクトなため施設面積が小さく、消費地近くに設置できるため、導送水施設の距離が短くて済むなどを総合的に勘案して、事業費が安くできるというものであります。季節や気象条件に左右されることなくできるため、沖縄の美しい海から水をつくるために、総事業費347億円を投資して海水淡水化施設が平成9年4月に全面供用を開始されました。

この海水淡水化施設では、1日当たり4万立方メートルの真水がつくられ、隣接の浄水場の陸水系の硬水と50対50の割合でブレンドした水道水を各市町村に1立方メートル当たり120円の単価で供給されておりました。同施設の電気使用料は1カ月に1億円あり、メンテナンスは年間2億円というものでした。そこで、「採算は取れているのか」という質問をしてみたところ、回答は「黒字」だということでした。

沖縄県企業局海水淡水化センター及び北谷浄水場の視察にあたっては、沖縄県民の水に関する思いが半端でないことが分かったと同時に、氷川町の水事情とはかなり隔たりがあり、井戸水が豊富なおうえ、上水道が敷設されている我が町の水資源の涵養に有り難さを覚えました。

3日目の1月31日は、商業施設の管理運営と経営方針について、糸満市にある日本最南端の道の駅である「道の駅いとまん」を訪れ、道の駅活性化に関する調査ということで、施設の管理者である糸満市観光協会の玉城事務局長から概要説明を受けました。

まず、平成14年11月、JAおきなわファーマーズマーケット「うまんちゅ市場」が設立され、その後、平成19年9月に糸満漁業協同組合による「お魚センター」が設立されました。そこで、この一帯を道の駅にできないかということで、平

成21年4月、道の駅施設管理組合を設立、同年6月に「道の駅いとまん」として開駅したとのであります。さらに、平成21年8月には、障害者就労支援施設「イノー」が設立され、その翌月、物産センター「遊食来」が設立され、現在に至っているということをごさいます。

4施設の全体の事業費8億5,000万円、平成25年度の売上は21億7,000万円、年間の利用客数は300万人を超えていました。

当委員会が調査に訪れた際には、これらの施設をアーケードで覆う工事が施工されており、今後の展開が楽しみな「道の駅いとまん」でありました。

以上で、産業建設厚生常任委員会の調査・視察研修報告を終わります。

○議長（永田義昭君） ただいまの三浦委員長の調査・視察研修報告の詳細については、3月1日発行の議会だよりにも掲載してあります。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

厳しかった寒さが和らぎ、梅の花が満開となっております、まさに空もゆかしく弥生の春を迎えておりますが、皆さま方にはそれぞれのお立場で日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、平成27年第1回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方にはお繰り合わせご出席をいただきまして、誠に有難く存じております。

また、議員各位には、日頃より町政運営全般にわたりまして、ご支援とご協力をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

また、先ほど笠原良一議員、表彰の栄に浴されました。長年にわたる議員としての活動を評価されての表彰であろうと思っております。誠におめでとうございます。

さて、本年度もいよいよ押し詰まりまして年度末を迎えるところではありますが、氷川町のこの年度を振り返ってみたいと思います。台風、豪雨等の大きな自然災害もなく、比較的穏やかな年でございました。併せまして、立神峡の国指定名勝としての内定、株式会社電通の創始者であります光永星郎翁の生涯を描いたドラマの制作放映。また、秋山幸二前監督の野球殿堂入りは、両氏の出身であります氷川町にとりまして大変名誉なことをごさいます、より良い年であったのかなと思っております。

一方、国内の情勢に目を転じますと、広島で発生いたしました土砂災害、徳島県の豪雪をはじめ、度重なる台風の襲来、御嶽山あるいは阿蘇山の噴火など、未曾有の自然災害が発生をいたし、尊い命と財産が奪われました。誠に残念であります。被災をされました皆さま方に改めてお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を望むものであります。

反面、日本人研究者3名のノーベル物理学賞受賞をはじめ、ユネスコにおける世界文化遺産の登録、和紙の無形文化遺産への登録等々、輝かしい世界に誇れる文化遺産の登録も大変喜ばしい出来事でございます。

さて、平成26年度につきましては、「ふるさとの未来を拓く出発の年」と位置付けまして、5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の皆さま方のご協力をいただき、町民の皆さま方とも協働しながら、活力のあるまちづくりに向けてのさまざまな施策を展開してきたところであります。その結果につきましては、主なものをかいつまんでご報告を申し上げたいと思います。

まず、活力ある産業の振興でございます。農業の分野では、各種生産組織、集落営農組織の育成によりまして、足腰の強い農業経営を支援いたしました。2年目を迎えました「い業機械再生支援事業」では、45件の農家が取り組みを行われ、品質の向上と生産機械の長寿命化が図られたところであります。

同じく2年目となります農地集積加速化事業では、野津地区の営農改善組合設立に続き、吉野地区の組合設立に向けた合意形成が図られたところでございます。

新規就農総合支援事業には、本年度新たに6戸の農家が取り組まれ、15名の個人と3組のご夫婦へ青年就農給付金を交付したところであります。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業、鳥獣被害防止総合対策事業、氷川町農業元気づくり支援事業等々さまざまな事業を進め、それぞれの支援をさせていただきました。

経営所得安定対策におきましては、621戸の農家が取り組まれ、交付金額といたしましては4億5,200万円を見込んでおります。また、本年度も生産調整面積の再配分を行いまして、約86ヘクタールの作付けを確保したところであります。

経営体育成支援事業、また花嫁対策事業も実施いたしました。花嫁対策事業につきましては、本年度は3回の異業種間の交流を行いまして、数組の交際が始まっていると聞いております。

水産資源回復基盤整備交付金事業では、アサリ・ハマグリの子貝の放流、漁場の耕うん等を行ったところであります。

農業基盤整備事業におきましては、西野津地区、高野道地区、堺丸地区の排水路

の改修、柵地区ため池改修、農道早尾腹巻田線の道路改良、農道有佐4号線の舗装工事等々の工事を行いました。また、暗渠排水の事業におきましては、72.1ヘクタールの暗渠排水事業を実施したところであります。

竜北地区の地籍調査事業につきましても順次進んでおります。大野地区の一筆地調査が終了いたしました。これで全地区の一筆地調査が終了したところであります。

長年の懸案でありました竜北地区の排水対策につきましては、2年間の排水対策検討委員会の調査研究・協議を終え、排水機場の更新並びに導水路の改修を行うという方針を決定したところであります。

商工業振興分野におきましては、新規事業といたしまして、まちなかづくり推進事業を活用いたしまして、これまでありましたさくらカード会から氷川カード会への移行に伴うポイントカード機器の新規導入等の支援を行いました。35業者が参画をし、延べ40台のカード機器が導入されたところであります。

3年目を迎えました住宅リフォーム促進事業におきましても活用いただいております。2月末現在で、件数で74件、補助金額1,166万円、実工事金額1億3,780万円の実績となっております。10倍以上の経済効果を生んでいるところであります。

プレミアム付きの商品券の発行、販売戦略商工会補助事業、経営革新等推進特別事業等にも取り組みまして、それぞれの商工業者の支援を行ったところであります。

梨マラソン大会におきましては、過去最高の参加者を得ました。年々参加者が増加しているということは、大変嬉しいことでありまして、今後も積極的に進めてまいりたいと思っております。

2点目といたしまして、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。氷川町では、疾病の早期発見・早期治療を促しております。特に、それぞれ働く世代のがん予防等々につきまして、人間ドックあるいは検診の補助を行ったところであります。

中学3年生までの医療費の無料化、インフルエンザの予防接種につきましても実施しておりまして、子育て世代の支援につながっているものと思っております。

高齢者対策といたしまして、いきいきサロン事業、それから食の自立支援事業等々に取り組んでおります。力を入れております、いきいきサロン事業につきましては、本年度新たに4地区で取り組みが始まりました。合わせまして31地区で取り組みが行われているところであります。

なお、高齢化は年々進行すると思われまます。認知症対策、高齢者の皆さま方の生

きがい、いきいきと暮らせる地域づくり、そういったことにつきましては社会福祉協議会と連携を図りながら、その環境づくりをこれからも進めてまいりたいと思っております。

災害時の要支援者の支援体制につきましては、民生児童委員さまの協力を得て、それぞれ関係者及び関係機関において情報を共有し、有事に備えているところであります。

3点目といたしまして、人を育む教育の振興であります。児童生徒の安全な教育環境を整備するため、本年度は、竜北中学校の校舎並びに竜北西部小学校の低学年棟の耐震補強・大規模改造工事を行いまして、すでに工事が完了し、新しい教室で授業が始まっているところであります。

要支援児童生徒教育支援事業、また学校支援地域本部事業にも取り組んでおりまして、それぞれ学校の現場で就学環境の充実につながっているのかなと思います。

幼児期における質の高い保育・教育の支援を目指し、氷川町子ども・子育て会議を設置し、調査検討を進めてまいりました。氷川町子ども・子育て支援事業計画（第1期）、また次世代育成支援対策行動計画（前期）の素案がまとまったところでありまして、3月末には答申をいただくと聞いております。

八火図書館並びに宮原振興局の新築工事につきましても、すでに工事は完了いたしました。今月29日に落成式を挙行したいと考えております。

冒頭申し上げました立神峡の国指定名勝につきましては、内定をいただいております。今後、さらなる利活用を図ってまいりたいと考えております。

4点目、安全で快適な生活環境のまちづくりであります。生ごみの減量及び堆肥化を促進するための電気式生ごみ処理機の購入助成事業を実施しておりますけれども、本年度は3台の導入にとどまりました。なかなか普及が進まないところではありますが、これからはしっかりと頑張っていきたいと思っております。

また、住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましても、太陽光発電施設6件、ヒートポンプ2件、太陽熱利用施設4件、計12件の導入が図られたところであります。

防災対策といたしまして、国土交通省の事業によりまして、道の駅竜北の敷地及び隣接地に非常用発電機、地下燃料タンク、貯水槽、防災トイレ、防災倉庫を建設していただきました。これから先、災害対応備品、非常食等の備蓄を図ってまいりたいと思っております。

また、災害時の緊急避難施設となります宮原振興局及び氷川町公民館2カ所に太陽光発電施設を設置いたしました。災害発生時の緊急のときに活用できるのかなと思っております。

また、今年の2月16日でございますけれども、公益社団法人熊本県トラック協会と、災害時における物資等の緊急輸送に関わる協定を締結いたしたところであり、あつてはなりませんけれども、災害発生時には、そういった協会との提携に基づき、輸送等に力を入れていただくものと思っております。

集落内の道路、排水路整備につきましても、区長さまの地区要望に基づき、あるいは氷川町の道路整備基本計画に基づき、その整合性を図りながら整備を進めているところでもあります。

氷川浜牟田橋下流側の河川敷につきましては、管理者であります熊本県におきまして整備改良が今図られております。今後更に整備を進めていただき、その活用を図ってまいりたいと思っております。

宇城・氷川スマートインターチェンジ事業につきましては、昨年3月29日に開通し、1日平均900台の利用があると聞き及んでおります。残念ながら、本町のアクセス道路の整備事業が遅れております。本年3月完成を目指しておりましたが、今年の秋口までかかる予定でございます。この遅れにつきましては、町民の皆さま方をはじめ、共同事業体であります宇城市及びネクスコ西日本さまには大変ご迷惑をおかけしております。心よりお詫びを申し上げたいと思っております。

最後に、住民自治を支える行政運営の推進であります。住民との協働によるまちづくりを進めるため、町政懇談会を13カ所で実施いたしました。それぞれの意見を、生の声を聞くことができたと思っております。

また、議会におきまして、い業振興議員連盟並びに防衛議員連盟の設立をいただきました。私ども執行部とともに、それぞれを支援していくということでございまして、大変心強く感じているところでありますし、関係町民の皆さま方からも大変感謝をされているところでございます。

行政情報の提供につきましても、今努めているところであります。先般の熊日の朝刊に県内の情報公開度ランキングが掲載されておりました。昨年20位でありました本町のランキング、順位を上げて県内自治体中14位というランク付けになっております。これからも情報公開につきましては、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、議会のほうでも、それぞれ議会改革を進めていただいております。今日も先ほど、三浦委員長のほうから産業建設厚生常任委員会の研修につきましての報告がありました。これまでにない初めての報告であろうと記憶いたします。また、議会広報誌等でも詳しくお知らせをしております。まさに情報公開を進めていただいておりますことに対しましても、感謝を申し上げるところであります。これからもどうぞしっかりと情報の公開に努めていただきたいと思います。

大空町との友好事業につきましても、中学生の交流あるいは高校生の受入等々、交流を進めております。来る3月20日から23日にかけて、大空町から訪問団が来られます。心より歓待を申し上げたいと思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を掲げ、最善を尽くしてきたところでございます。議員の皆さま方、また町民の皆さま方のご協力によりまして、相応の成果を得ることができた年度であったと思っております。

以上、平成26年度を振り返りましての行政報告とさせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 氷川町墓地条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 13号 | 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 14号 | 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |

を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 15 号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 16 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 17 号 氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 18 号 氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 26 年度氷川町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 26 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 26 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 26 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 26 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 27 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 27 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 27 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 29 号 平成 27 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 日程第 34 同意第 1 号 氷川町教育長の任命について
- 日程第 35 同意第 2 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（永田義昭君） 日程第 5、議案第 1 号、氷川町行政手続条例の一部を改正する条例についてから、日程第 35、同意第 2 号、氷川町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 平成 27 年度の施政方針並びに本定例会に提案をいたしております議案の提案理由の説明をさせていただきます。

日本の経済情勢は、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、駆け込み需要

の反動の長期化、また海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクが懸念材料となっております。

このような中で、国は閣議決定をされた「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとし、成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組むこととし、地方財政につきましては、地方の一般財源の総額は中期財政計画で示された方針に基づき、平成26年度の地方財政計画の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保するということとされております。

しかしながら、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えという流れを進めていかれます。なかなか不透明なところがあると言わざるを得ません。

また、熊本県におきましても、財政再建戦略をはじめとした数次にわたる改革の推進により、県債の縮減と調整用の4つの基金の増加の成果を得られているものの、今般お示しをいただいた「平成27年度当初予算の大まかな収支見通し」によれば、相当の財源不足が見込まれておりまして、依然として国の地方財政対策に大きく左右される状況でございます。国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、厳しい財政運営が強いられる状況にあると聞いております。

さて、昨年12月の衆議院選挙で政権与党が圧勝し、引き続き国政運営に当たられることとなりました。アベノミクスと称される積極的な経済政策が加速をされるとともに、まち・ひと・しごと創生法等に基づく地方創生に向けた新たな支援策が矢継ぎ早に打ち出されているところであります。その目指すものは、人口減少に歯止めをかけ、高齢化社会を克服し、将来にわたって活力ある社会を実現することであり、我が町においても地域の実情と特性を踏まえた氷川町版の人口ビジョンと総合戦略を策定し、その実現に向けた堅実な行政運営が求められておりますので、去る1月5日に氷川町まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、事業の具現化と財源の確保に尽力をしているところであります。

このような国・県の政策や財政状況を踏まえまして、平成27年度氷川町一般会計予算につきましては、大幅な将来の歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて、職員自ら創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位を厳しく選択する一方、将来に向けた町勢発展の礎を築くための重要と考える事業につきましては、国・県の交付金等の活用を図りながら必要な財源を確保することとし、メリハリのある予算編成を心がけたところであります。対前年度比0.75%減の総額62億2,519万4,000円といたしました。

歳入といたしましては、県支出金、町税が若干増加を見込んでおります。不透明

な地方交付税、地方贈与税は横ばい、国庫支出金は減少すると見込みました。財源確保のために財政調整基金からの繰り入れを行い、町債につきましては必要最小限度に止めたところであります。

歳出では、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費を増額予算とし、民生費、商工費、土木費、消防費、教育費を減額予算といたしました。

氷川町が誕生いたしまして10年という節目の年を迎えております。いよいよ合併の真価がまさに問われる時期を迎えます。平成27年度は「ふるさとの未来を拓く実行の年」と位置付けまして、当面する課題の解決、あるいは将来の氷川町を展望した事業を進めてまいりたいと思っております。

その基本となりますのは、氷川町総合振興計画でございます。この基本理念をしっかりと基本におき、これまでどおり5つの戦略を掲げながら議会の協力をいただき、町民の皆さま方とともに安心して暮らせ、幸せを実感できる氷川町の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

まず、1点目でございます。活力のある産業の振興であります。安定した生活基盤を確保するため、基幹産業であります農業、商工業に活力を取り戻していかなければなりません。

農業振興策といたしましては、TPP参加交渉等の動向を注視し、県南フードバレー構想との連携を図りつつ、足腰の強い健全な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、それぞれの地域での共同経営を視野に入れた集落営農組織を育成してまいります。

農地集積加速化事業につきましては、現在取り組んでおります野津地区、吉野地区と併せまして、新たに鹿島地区をモデル指定いたします。島地、鹿島、柳の江地区を対象といたしまして、農地の集積を進めてまいりたいと思っております。

3年目となります、い業機械再生支援事業につきましても、い業関連機械の維持管理を支援することといたしております。なお、製造中止となっておりますい草の刈取機ハーベスターの製造再開に向けた交渉を今進めております。先般の県議会の一般質問にもあったかと思っておりますが、来週11日に小野副知事、八代市長、JA組合長、私、一緒に、大阪にあります農機具メーカーを訪ねて、早期の製造再開を決めていただくように交渉に行つてまいりたいと思っております。

新規就農総合支援事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業、鳥獣被害防止総合対策事業等につきましては、国・県の事業を積極的に活用してまいりたいと思っております。

氷川町農業元気づくり支援事業、これは町の単独事業でございますけれども、7つの事業を展開を考えております。トマトの遮光資材導入、また牛の異常産予防ワ

クチン補助事業、葉たばこ病虫害予防対策、露地野菜病虫害対策等々の7つの事業を実施する予定でございます。

また、継続事業といたしまして、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化対策、いぐさ畳表生産体制強化緊急対策事業、日本型ブランド輸出促進事業をはじめ、農地の利活用を調査するための農業委員会の機能を更に充実を図ってまいりたいと思っております。

農業経営の安定化と農家の負担軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましては、地方創生先行型事業を活用いたしまして、共済掛金の助成率を補助金の交付要綱の基準どおり50%補助を実施してまいりたいと思っております。

アンテナショップであります「氷川のしずく」につきましては、今後ともコストの削減と売上増を目指して取り組むことといたしておりますが、やはりアンテナショップの一番の目的は、それぞれ氷川町のPR、あるいは農産物のPRでございます。そのPR活動を積極的に今後も進めてまいりたいと思っております。

水産資源回復基盤整備事業につきましても、本年度も同様に取り組んでまいります。

農業基盤整備促進事業につきましては、引き続き、堺丸地区の排水路の整備、島地地区の排水路の改修、暗渠排水事業66ヘクタール、客土事業4.7ヘクタール、区画拡大2.1ヘクタール、農道有佐3号線の舗装工事、国営造成施設管理体制整備促進事業等を氷川町土地改良区と連携を図りながら進めてまいりたいと思っておりますが、農業予算につきましては大変厳しい状況にあると聞いております。年度当初、予定した事業がすべて実施できるように、これからも国・県に要望を進めてまいりたいと考えております。

多面的機能支払交付金事業につきましても、取り組みが増えております。現在10地区で取り組まれておりますけれども、さらにその取り組みの範囲を広げてまいりたいと思っております。

竜北地区の排水対策事業につきましては、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、方針が決定いたしました。県営湛水防除事業で取り組むことといたしてございまして、平成27年度事業採択に向けて、現在その事務を進めているところであります。

地籍調査事業につきましても、一筆地調査が終了いたしましたので、本年度は大野地区の測量を実施いたします。今年度、来年度までで大体この地籍調査事業につきましては完了を見込んでおります。

商工業振興策といたしましては、住宅リフォーム促進事業を継続して実施することといたしました。3年間の実績を踏まえまして、まだまだ需要もございまして、

今後も続けてまいりたいと思っております。

ネット通販販路拡大事業、地域資源活用等特産品開発販路拡大事業、商工会育成事業につきましては、これまでどおり補助金を交付し、それぞれ商工会を中心に活動を展開していただきたいと考えております。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましても、今年度も実施いたしますが、地方創生地方喚起型交付金を活用いたしまして、補助率と事業費を拡大いたしまして実施したいと考えております。町内における購買力の向上に大きく寄与するものと期待を寄せているところであります。

企業誘致活動につきましては、県企業立地課と連携を図りながら、その実現に向けて積極的に進めてまいります。昨年も議員の皆さま方とともに、ある企業を訪問いたしました。前向きなご返事をいただいたところでありますけれども、その実現に向けてしっかりとこれからも進めてまいりたいと思っております。

立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園等につきましては、氷川ツーリズム事業の一つの資源として位置づけをいたしております。しっかりと相互に連携を図りながら、その活用を図りたいと思っております。特に拠点の施設でありますウォーキングセンターにつきましても、かなり外壁が傷んでおりますので、外壁塗装及び防鳥ネットの敷設等を計画したいと思っております。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても参加者を増やす工夫をしつつ実施し、地域経済の活性化の一助になればと考えているところであります。

2点目に、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。生活の安定は健康づくりという視点に立ち、疾病の早期発見・早期治療を更に促進してまいります。町民の皆さま方の健康増進、医療費の抑制を図るとともに、保健予防検診事業を更に強化推進することといたしてございまして、今年も保健師を1名増員し、6名体制で事業を進めてまいりたいと思っております。

40歳、50歳、60歳を対象といたしました人間ドック受診の費用、また40歳から60歳までの5歳刻みの女性の方を対象にしました乳がん検診等々、さまざまな検診の補助につきましても、これまでどおり実施してまいりたいと思っております。

特に、特定健診事業につきましては、なかなか受診率が上がってまいりません。これからはしっかりと町民の皆さま方に啓発をし、自分の健康は自分で守るんだという、そういった意識をしっかりと持っていただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

少子化及び定住促進対策として実施いたしております医療費の中学校3年生まで

の無料化等につきましても、継続して実施いたします。

また新たに、次代を担う子どもの誕生を祝福し、すこやかな成長を願うとともに、少子化対策として「すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業」を創設することといたしました。これは少子化への歯止め、また子ども・子育て支援という意味で、新しく出生されました子どもさんへの祝い金を支給することといたしております。

インフルエンザの予防接種につきましても、60歳以上の皆さま方、また1歳から15歳までの皆さま方を対象に助成を継続して実施してまいります。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、高齢者及び障害者住宅改造事業を更に進めてまいります。特に、いきいきサロン事業につきましても、現在31地区で取り組みが行われております。残すところ、あと8地区でございまして、8地区での取り組みが始まりますと、39地区すべての地区でこのサロン事業が進むこととなります。これは、まさに高齢者の皆さま方がその地域でいきいきと生活をしていただくための一つの事業でございますが、冒頭申し上げました認知症対策、あるいは地域を地域で支える対策の一つの起点になればなと思っているところでありまして、ぜひ全地区でこの事業を進めていただきたいと願っているところであります。

氷川町国民健康保険財政健全化計画に基づきまして、国民健康保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

氷川町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画が策定されました。その計画を踏まえました氷川町社会福祉協議会のさらなる改革と、行政、民間施設、医療機関との連携を図り、地域で支える医療・介護・福祉の環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目に、人を育む教育の振興でございます。児童生徒の安全な教育施設の整備ということで整備を進めてまいりました。校舎につきましても、平成26年度でだいたい終了したところでありますが、残り平成27年度におきまして、氷川中学校の体育館、武道場の天井の改修、竜北中学校の武道館と集会所の天井の改修工事、並びに氷川中学校のプールの改築工事を実施したいと思っております。

新しい取り組みといたしまして、町内の小中学校にICT機器、電子黒板、タブレットを導入してまいりたいと思っております。一気に導入をしますと現場での混乱が考えられますので、3年間を一つの区切りといたしまして、3年計画で導入を進めてまいりたいと思っております。このことが、魅力ある学校づくりと学力の向上につながっていくものと期待しているところであります。

また、新たな取り組みといたしまして、県費の教職員を指導主事として本町に配置をしていただきます。町内の教職員の授業力の向上及び学級経営、生徒指導等へ

の指導助言を行っていただきますとともに、本町の教育の特色でありますコミュニティ・スクールの取り組みにも大いに参画をしていただきたいと考えているところでもあります。

これまでどおり、全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行います要支援児童生徒教育支援事業、地域ぐるみで学校運営を支援します学校支援地域本部事業も継続して取り組んでまいります。昨年、要支援児童支援員につきましては、10名体制に増やしました。今年度もその体制を維持してまいりたいと考えているところでもあります。

学校給食につきましても、大変重要な位置を占めております。このことにつきましては、以前から共同調理場化が行政改革の中で議論をされておりました。今後、どうしていくかという、いよいよその決断の時期に来ているのかなと思っておりますが、今、学校給食につきましては、食育あるいはアレルギーへの対応等々を考えますと、一本化がいいのか、それぞれ自校方式がいいのか、それぞれのまだ検討の余地があるのかなと思っております。

また、学校施設の補修、それから教材等の購入につきましては、学校現場の意見、要望等をしっかりと受け止めて、必要な備品等の整備を図ってまいりたいと思っております。

幼児期における質の高い保育教育を支援するために策定いたしました、子ども・子育て支援事業計画、新次世代育成支援対策行動計画、先ほど申し上げましたとおり、3月中には答申があると思っております。その答申を受け、正式に計画として策定を行います。その計画に基づきます事業を実行し、すべての子どもと子育てが家庭とともに安全で安心な健康で暮らせる教育の町というのを目指してまいりたいと思っております。

八火図書館が新築されました。本施設を中核といたしまして、学校図書館との連携を図りながら、積極的に図書活動を実施するとともに、光永八火先生を顕彰してまいりたいと思っております。

なお、現在の八火図書館につきましては、老朽化が進んでおりますので解体し、駐車場として整備をしてまいりたいと思っております。

国指定史跡であります野津古墳群並びに大野窟古墳の保存と管理が、これまで大きな課題でございました。その活用を図るために、研究協議を行う保存管理計画を策定するための委員会を立ち上げる予定といたしております。

氷川町体育協会並びに総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」との組織の強化を図るとともに、会員の拡大を目指す、また相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行ってまいりたいと思っております。特に、

ひかわスポーツクラブにおきましては、学校クラブへの支援等も視野に入れて、今後活動を行っていただければなと期待をしているところであります。

4点目は、安全で快適な生活環境のまちづくりを進めてまいります。

地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指し、これまで行っております太陽光発電施設等の助成費用、あるいは住宅用新エネルギー等導入促進事業を継続して進めてまいります。併せまして、電気式生ごみ処理機購入助成につきましても継続することといたしております。特に、ごみの減量化につきましては、町民の皆さま方の意識の醸成と具体的な啓発活動を実施するように、担当課のほうに指示したところでありまして、それぞれ町民の皆さま方お一人一人がごみの減量化に向けた取り組みにあたっていただきたいなという願いがあるところであります。

新たに、海洋環境保全に資するために、海洋海岸漂着物及び漂流海底ごみの回収事業を実施いたします。これは県の事業を導入いたしまして一緒にやるわけですが、漁業協同組合の皆さま方にその事業を委託していきたいと考えております。

それから、皆さま方の一番の懸念材料でありますクリーンセンターの動向でございます。八代市が新たに建設いたします環境センター、いよいよその環境センターの機種が選定されるという時期になってまいりました。残念ながら、今の八代市の計画の中には、氷川町のごみを処理する計画は入っておりません。そういった中で、今後、広域的なごみ処理をどうするのかという、まさにぎりぎりの議論がこれから始まるのかなと思っておりますし、ごみの処理につきましては、一刻たりとも欠かすことができないものでございます。しっかりと本腰を入れて、確信の議論を行ってまいりたいと思っております。今後とも本町、八代市、八代生活環境事務組合、三者による協議を更に深めてまいりたいと考えております。

防災・防犯対策といたしましては、氷川町地域防災計画、10年前合併時に策定いたしましたけれども、10年経過いたしましたので、全面改訂を目指して今年度取り組みたいと思っております。また、新たに整備いたしました防災備蓄倉庫における災害対応用の資機材及び食料等の備蓄につきましては、計画的にその量を増やしてまいりたいと考えております。

八代広域行政事務組合消防分署建設基本計画に基づきまして、鏡消防署氷川分署の建設計画がございます。いよいよ平成27年度から、それに着手することとなっております。平成27年度は、用地の取得と造成工事を氷川町のほうで行うことといたしております。あと、平成28年度に実施計画、平成29年度に建設ということでございまして、平成30年4月からの供用開始を目指しているところであります。

す。

消防団及び自主防災組織を核といたしました地域防災体制の充実を図ってまいりたいと思っております。それぞれ地域には自主防災組織がございますが、これまでの訓練のみから、実際に有事の際にどういった対応を取るのか、そういった具体的な対応のマニュアル等につきましても、できれば各地区ごとに策定できればなと思っております。消防団、それから自主防災組織との連携を更に図ってまいりたいと思っております。

下水道事業につきましても、計画どおり進捗いたしております。竜北地区の下水道の整備、今92%ぐらいだろうと思っております。いわゆる受益面積の進捗状況といたしましては、あと1、2年かかる話でございますが、併せまして、宮原処理区の広域化、以前からお話をしておりましたけれども、いよいよその具現化に向けた協議が始まっていくのかなと思っております。

集落内の道路、河川、排水路につきましては、これまでどおり氷川町道路整備基本計画と併せまして、地区からの要望、その整合性を図りながら、順次、優先順位を付けて進めてまいります。

併せまして、町が管理いたしております既存の橋梁につきましても、橋梁の長寿命化改善計画に基づきまして、優先順位を付けて改良工事を進めてまいりたいと思っております。

また、公営住宅の長寿命化計画に基づきまして、今現在、老朽化した町営住宅の改修工事を行っております。来年度も桜ヶ丘町営住宅の部分の3棟を改修する予定といたしております。

定住促進施策の一環として、空き家、空き店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町内はもとより、町外、県外から移住者の受け入れを行う移住・定住促進事業を充実して取り組んでまいります。平成26年度である程度の情報収集を行いました。まだ十分ではございません。平成27年度もしっかりと情報発信をし、町内・町外から大いに氷川町に移住を促すような取り組みを積極的に進めてまいりたいと思っております。

宇城・氷川スマートインターチェンジ事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全面供用開始が遅れております。氷川町のアクセス道路の早期完成を目指しまして、全力を傾注して事業を進めてまいりたいと思っております。

最期に、住民自治を支える行政運営の推進であります。行政運営には、必要性、計画性、実行性、継続性、創造性が必要と思っております。それぞれ氷川町総合振興計画あるいは後期5年の計画、あるいは地区別計画、それぞれの計画を基本に行政運営を進めてまいりたいと思っております。

平成26年度から町行政のすべての事務事業の評価を行っております。本年度、いわゆる平成27年度で取りまとめを行いまして、その取りまとめに基づきまして、効率的な行政運営と適正な人事管理を行ってまいりたいと思っております。

住民主役のまちづくりを進めていくうえでは、住民の皆さま方との対話と協調が不可欠でございます。これからも住民の皆さま方の声にしっかりと耳を傾け、皆さま方とともに氷川町を盛り上げていきたいと考えております。

堅実な行財政運営を行うための行財政改革も進めてまいります。この10年間の改革の検証をするとともに、必要な見直しを行いたいと思っております。改めるところは改め、また新たに追加するところは追加し、削除するところは削除するということで整理を行いたいと思っております。

また、公共施設の今後の管理につきまして、大きな懸念材料でございます。相当の経費がかかっていくのかなと思っております。そういったものはやはり長期のプランを立てなくてはなりません。そのために、公共施設の管理計画、併せまして冒頭申し上げました氷川町の人口ビジョンを策定してまいりたいと思っております。そして、その原動力であります役場機構の改革と職員の能力開発にも尽力をしております。

大空町との友好関係、これからも大事にしていきたいと思っております。これまでの交流を大事にしますとともに、これからはやはりそれぞれの町、氷川町が今後発展するような交流のあり方というものを模索してまいりたいと思っております。そして、その絆を更に深めてまいりたいと思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を平成27年度の基本方針といたしまして、これまで同様に職員の皆さま方とともに、全身全霊を傾注して町政運営にあたってまいります。どうぞ議員の皆さま方につきましても、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案をいたしております議案につきまして、説明を申し上げさせていただきたいと思っております。本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正その他20件、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算5件、平成27年度一般会計及び特別会計予算6件でございます。

議案第1号は、行政不服審査法及び行政手続法の改正に伴い、氷川町行政手続条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号は、地方公務員法の改正に伴い、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例を制定するものでございます。

議案第3号は、熊本県費教職員の氷川町教育委員会への配属に伴い、給与の差額調整が必要となるため、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

ものであります。

議案第4号は、八代市と締結する定住自立圏の形成に関する協定に必要なため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決をすべき事件を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、基金により処理することができる定着物件の取得及び関連する補償費を明確にする必要があるため、氷川町土地開発基金条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、八火図書館建設により条例の目的が達成されましたので、氷川町図書館建設基金条例を廃止するものであります。

議案第7号は、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定でありまして、次代を担う子の誕生を祝福し、すこやかな成長を願うとともに、子育てを支援するために新たに条例を制定するものであります。

議案第8号は、氷川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、重複する氷川町保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

議案第9号は、氷川町桜ヶ丘墓地公苑における管理と責務を明確にするため、氷川町墓地条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を新たに制定するものであります。

議案第11号は、第6期介護保険事業計画に基づく保険料の改定と介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、氷川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の人員並びに運営及び指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第13号並びに議案第14号は、厚生労働省が定める基準の一部改正に伴い、名称の読み替えほか、所要の改正が必要であるため、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、下水道法施行令の一部改正に伴い、氷川町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするために新たに条例を制定するものであります。

議案第17号は、新教育委員会制度における教育長の職務に専念する義務を免除する規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第18号は、氷川町八火図書館の新築による移転及び業務内容の見直しに伴い、氷川町八火図書館条例の一部を改正するものであります。

議案第19号から議案第23号までは、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともに、それぞれ過不足が生じておりますので、補正をお願いするものでございます。なお、一般会計補正予算における国庫支出金の増額は、地方創生法に基づく国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に充てるものでありまして、3月で補正を行った後、繰り越しをし、新年度で執行するものでございます。

議案第24号は、平成27年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額それぞれ62億2,519万4,000円とするものであります。

歳入面では、固定資産税、町たばこ税の伸びが見込めるため、町税が前年度より約1,196万円の増額、地方消費税交付金を1,100万円の増額、地方交付税は前年度並みといたしました。国庫支出金は5,574万円の減額を見込み、県支出金は約7,114万円の増額を見込み、町債は前年度より1億5,151万円の減額といたしました。目的事業の補てんといたしまして、財政調整基金からの繰り入れは前年度より約2,000万円を増額したところであります。

歳出では、衛生費で前年度より1億136万円の増加でありまして、国民健康保険特別会計への繰出金の伸び、また八代生活環境事務組合最終処分場曳家工事に伴う負担金の増額によるものであります。農林水産業費で、前年度より1億1,828万円の増額を行いました。農業基盤整備事業並びに多面的機能支払交付金の増額によるものであります。その他、前年度に比べて議会費で948万円、総務費で4,852万円、公債費も7,217万円の増額といたしております。一方、それぞれ前年度に比べまして、民生費で1,667万円、商工費で1,482万円、土木費で4,462万円、消防費で5,824万円、教育費で2億6,282万円の減額とし、総額では対前年度比0.75%の減としたところであります。

議案第25号は、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ24億859万7,000円とするものでございます。

議案第26号は、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ1億5,268万円とするものでございます。

議案第27号は、平成27年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ14億1,742万円とするものであります。

議案第28号は、平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算であります。歳入

歳出総額それぞれ6億6,621万6,000円とするものでございます。

議案第29号は、平成27年度氷川町宅地開発施業特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ926万6,000円とするものであります。

同意第1号は、教育制度改革に伴う新教育長に現太田篤洋教育長を任命したいので、同意を求めます。

同意第2号は、黒田令三郎教育委員から、一身上の都合により本年3月31日付けをもって教育委員を辞職したい旨の届出がございました。委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定、また委員は当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができるとなっております。氷川町教育委員会並びに氷川町及び八代市中学校組合教育委員会では、本年2月18日付けで辞職同意の決定がなされました。その決定を受けまして、私も同氏の本年3月31日付けでの辞職に同意をしたところでございまして、従いましてその後任の教育委員の選任について同意を求めます。

以上、施政方針並びに提案理由の説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願い申し上げます。施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） ここで休憩します。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第1号から順次、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは、まず私のほうから議案第1号から第3号までをご説明させていただきます。

まず、議案第1号でございます。氷川町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

国民の権利利益の保護の充実のための手続きを整備します事後救済手続きを定める行政不服審査法が改正されまして、それに合わせて平成27年4月1日施行の行政手続法の一部改正により、許認可等の権限根拠の明示、行政指導の中止等の求め、是正のための処分等の求めなどを法律により条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の2ページでございますが、第33条で第2項を新たに追加するものでございますが、この項が許認可等の権限根拠の明示でありまして、町の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限の行使し得る旨を示すときに、その相手方に対しまして、その根拠を示さなければならないとする規定でございます。

次に3ページでございますが、第35条を新たに追加するものです。この条が行政指導の中止等の求めでありまして、法律または条例の制定に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、行政に再考を求めることができるとする規定でございます。

次に4ページでございます。第36条を新たに追加するものでございまして、この条が是正のための処分等の求めでありまして、法令違反の事実がある場合にその行政機関に対して適正な権限行使を促すことができるとする規定でございます。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

附則2で、氷川町税条例の一部を改正するものでございますが、第33条に1項を追加することによりまして条ずれが生じますので、それぞれ改正後の条項に合わせるために改正するものでございます。

次に、議案第2号をご説明いたします。氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員法の一部改正により、配偶者同行休業制度が創設されたことに鑑み、本町職員の同制度の取り扱いに関して必要な事項を定めるために、新たに条例を制定するものでございます。

この制度は、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度でありまして、3年を限度とし、休業期間中は職を保有いたしますが職務には従事せず、給与を支給しないとするものでございます。

附則1で、この条例は公布の日から施行するものです。

附則2から4で、本条例制定に伴います氷川町職員の育児休業等に関する条例、氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、及び氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号をご説明いたします。氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

県費教職員を氷川町教育委員会に配属するため、県教職員の給与条例と町一般職員の給与条例とによる差額の調整が必要なために、条例の一部を改正するものでご

ざいます。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第4号につきましてご説明いたします。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

国の施策であります定住自立圏構想に基づき、人口5万以上など、条件を満たす中心市八代市と周辺市町村氷川町が1対1で連携する取り組みを定住自立圏形成協定に盛り込み締結するためには、定住自立圏構想要綱（平成20年総行応第39号）第5号の規定によりまして、関係市町村の議決を得る必要があるため、今回、第5号で定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を追加し、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、第5号でございます。議案第5号、氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現行条例では、土地購入のみが適用されていますので、処理することができる対象の範囲を明確にするため、公共用地等の定着物件の取得及び取得に関連する補償費の支払いについて、立木補償等も支払いができるよう今回条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第6号でございます。氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この基金条例を制定しました目的は、八火図書館建設に伴う建設費の一部を基金に積み立てし、建設費用に充てるため基金を積み立てするのが条例の制定目的でありました。今年度、基金を取り崩し、八火図書館建設費用へ使用いたしまして、目的が達成されましたので、基金条例を廃止するものでございます。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 町民環境課から、第7号、第8号、第9号をご説明申し上げます。

まず、議案第7号でございますけれども、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の

議決を求めるところでございます。

提案理由といたしましては、次代を担う子の誕生を祝福し、すこやかな成長を願うとともに、子育てを支援し、少子高齢化社会に対応する活力ある社会を築き、併せて住民生活の安定に資するために、この条例を新たに制定するところでございます。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号につきましてご説明申し上げます。氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

提案理由といたしましては、前回9月議会で議決いただきました氷川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が9月12日に公布し、4月1日施行ということになりまして、新たな子ども・子育て新支援制度に伴う保育の実施基準というのが実施するにあたって、内容が重複するために廃止するところでございます。以上が第8号でございます。

続きまして、議案第9号でございますけれども、氷川町墓地条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

提案理由といたしましては、氷川町桜ヶ丘墓地公苑の管理区分とその責務、免責等を踏まえた責務でございますけれども、その責務を明確にする必要があるため、条例の一部を改正する必要があるため、提案させていただいております。

内容的には次のページになりますけれども、この条例の第16条から第17条の間に、禁止行為として第18条、損害賠償として第19条、町の免責で第20条という、その3条を中に入れ込むという形になります。

また、第7条の次に利用区画及び墳墓等の管理ということで、利用区画と共用部分の管理者所在の明確化を図って、第1条を追加するものでございまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。以上が第9号の説明でございます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第10号から議案第14号までをご説明申し上げます。

議案第10号、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める必要があるため、新たに制定するものでございます。

基準につきましては、省令により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など、センターに置くべき職員の数を定めております。

続きまして、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による第6期氷川町介護保険事業計画に基づく、第1号被保険者保険料の改定と低所得者の保険料軽減の仕組みを設け、また介護保険法及び同法施行令の一部改正により、条例の一部を改正するものです。

第1号被保険者保険料につきましては、所得段階を国が示した9段階として、月額5,500円を基準としております。

附則に4項加えていますのは、それぞれの事業に取り組むまでの猶予期間を設けて、事業に係る準備期間としているところでございます。

続きまして、議案第12号、氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正等により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があるため、新たに制定するものでございます。

厚生労働省令の基準に沿って、事業者である地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業について、その基準を定めております。

続きまして、議案第13号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

厚生労働省が定める基準の一部改正により、介護認定区分が要介護の方への地域密着型介護サービスについて、名称の読み替えほか、所要の改正をする必要がある

ため、条例の一部改正をするものでございます。

続きまして、議案第14号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

先ほど、議案第13号のところで申し上げました厚生労働省が定める基準というのが大元でございますが、その基準の改正により、介護認定区分が要支援の方への地域密着型介護サービスにつきまして、名称の読み替えほか、所要の改正をする必要があるため、条例の一部を改正するものです。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第15号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第364号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

次のページをご覧ください。氷川町下水道条例の第10条第1項第1号中の排水水質基準の強化に伴うもので、改正の内容については、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場から排出される排水のカドミウム及びその化合物の排出基準が0.1ミリグラムリットルから0.03ミリグラムリットルに強化されています。

以上で、議案第15号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 議案第16号と議案第17号について説明します。

議案第16号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

この条例の内容としまして、第1条が今回の法律改正により新教育長が一般職から特別職に変更になることに伴い、現行の氷川町教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例を廃止するものです。

第2条に、氷川町公告式条例の一部の改正でありまして、新旧対照表のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、第14条2項から法律第15条

2項に変更するものです。

第3条は、氷川町特別職報酬等審議会条例の一部改正でありまして、特別職の教育長の給与も審議の対象にするものです。

第4条は、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でありまして、特別職の教育長の給与、旅費額を追加するものです。

第5条は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、教育委員長職の廃止に伴うものです。

次に、議案第17号についてご説明します。氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものです。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） それでは、議案第18号、氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由に記しておりますとおり、氷川町八火図書館の新築による移転及び見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、八火図書館の新築移転に伴う所在地の変更、また図書館法におきましては、図書館協議会の委員の任命の基準につきましては条例で定めることとなっておりますが、本町では規則での定めとなっておりますので、新たに条例に定めるものでございます。

また、現八火図書館の研修室の廃止に伴い、研修室の利用に係る関係条例等を削除する改正でございます。

附則といたしまして、4月1日からの施行となります。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） ここで休憩します。1時から再開したいと思います。よろしくお願いたします。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時58分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に入る前に、健康福祉課長から議案第13号の説明について、一部を訂正したい旨の申し出がありますので、これを許します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案書の提案理由に間違いがありましたので、訂正方お願いをいたします。

提案理由の3行目になりますが、厚生労働省令「第36号」とあるのを、厚生労働省令の「第34号」に訂正方お願いをいたします。

それから、1行目のところで「介護予防」という言葉と、1行目から2行目になりますけれども「並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法」までを削除願います。

申し訳ございません。よろしく願います。

○議長（永田義昭君） それでは、議案第19号から順次説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第19号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）につきまして説明いたします。

平成26年度氷川町一般会計補正予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

予算書を開けていただきまして、2枚めくっていただきます。1ページでございます。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億6,098万1,000円を減額し、歳入歳出予算の現額を歳入歳出それぞれ65億7,512万8,000円とする補正予算でございます。

補正の主なものといたしましては、まち・ひと・しごと創生事業に関する地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金で、地域消費喚起・生活支援型と、地方創生先行型とがあります。消費喚起型といたしまして2,943万2,000円、地方創生先行型としまして3,205万2,000円が当町への概算交付額でございます。

歳出の事業費では、交付金より上回った額を計上いたしています。また、国の平成26年度の補正に伴う事業でございますので、平成26年度から平成27年度へ繰り越すものでございます。

繰越明許費及び歳出の補正で説明をいたしたいと思っております。ほかには減額補正が主なもので、増減額の大きな項目、新規の事業等を中心に説明したいと思っております。省略する項目がありますのでご了承願います。

まず、繰越明許費からご説明いたします。6ページをご覧ください。国の今年度

補正予算の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、消費喚起・生活支援型、地方創生先行型の事業を今回補正しまして、取り組みいたしたいと思っております。

10款、総務費、5項、総務管理費で、地区活性化総合交付金、自主防災組織運営交付金でございますが、事業の287万5,000円及び氷川町人口ビジョン策定業務事業の600万円、住民主役のまちづくり補助金事業の650万円、25款、農林水産業費、5項、農業費で、農業収入安定化事業の1,600万円、30款、5項、商工費のプレミアム付き商品券販売補助金事業の2,950万円につきましては、消費喚起型で取り組むものでございます。

氷川まつり補助金事業750万円、40款、5項、消防費の防災備蓄用品整備事業の510万円、45款、5項、教育費で、ICT支援業務事業の204万8,000円、10項で小学校ICT機器整備事業の699万円、15項で中学校ICT機器整備事業の228万1,000円につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業で、国の補正予算等により事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

20款、衛生費、5項の保健衛生費の働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対応緊急支援事業の122万2,000円、25款、農林水産業費、5項の経営体育成支援事業につきましては、補助事業に伴うもので繰り越すものでございます。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費の町道吉本本山線道路改良事業の2億6,616万7,000円につきましては、12月の補正予算時に年度内完了が見込めないことを申し上げました。今回繰り越す理由といたしましては、事業用地の買収が難航し、不測の期間を要したことで契約締結が遅れたこと、工事施工が起終点側からしかできないため、大型機械の搬入、大型ダンプでの廃土運搬が一つの工事終了でなければ工事発注ができないという工程のため、また地山の土質が軟弱で、雨が降れば1週間ぐらい施工できなく、法面路床等の施工法の検討を行い、工法等を変更等により遅れたもので次年度へ繰り越すものでございます。

午前中、町長より行政報告の中で報告されましたが、早く完成するように試行錯誤しながら頑張って進めているところでございます。今後の天候、雨季シーズンの状況によりまして遅れることも予想されます。いつ完成するとは言い切れませんが、なるべく早く完了するよう努力してまいりたいと思っておりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、国道3号から県道小川八代線の区間については、今年3月末には開通するよう国交省と県警察から協議しまして指示がございましたので、供用開始いたしたいと思っております。

続きまして、橋梁改築事業の600万円、15項の河川費で、準用河川「御講田川」河川改修事業の1,413万5,000円、高塚地区水路改修事業の511万2,000円につきましては、河川の工事でありますので、梅雨時期の前に完成するよう繰り越すものでございます。

40款、5項、消防費で、八代広域行政事務組合消防本部負担金、消防救急無線デジタル化等でございますが、この事業の6,413万円につきましては、平成26年、平成27年の2カ年の事業で繰り越すものでございます。

次に、7ページ、地方債の補正をご覧ください。説明を省略させていただきます。

歳入予算の主なものを説明いたします。10ページをご覧ください。

5款、町税、20項、5目の町たばこ税1,000万円の増額補正でございます。

12ページをご覧ください。30款、5項、5目の地方消費税交付金1,000万円の増額補正でございます。

16ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金の604万円の減額につきましては、事業費の確定による補正でございます。

10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金の6,348万4,000円は、市町村合併推進体制整備費補助金及び地域住民等緊急支援交付金、消費喚起型、地方先行型国の補正の交付金でございます。

10目、民生費国庫補助金の2,247万9,000円の減額につきましては、臨時給付事業費補助金の確定によりまして補正するものでございます。

19ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費補助金1,936万9,000円の減額につきましては、経営体育成支援事業補助金等事業の確定により補正するものでございます。

21ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金1億3,000万円の減額につきましては、基金の取り崩しを予定していましたが、交付税やその他の歳入の増額があり、基金を取り崩す必要がなくなったものでございます。

次の22ページをご覧ください。90款、5項、3目、繰越金、5節、前年度繰越金の2,216万5,000円につきましては、前年度繰越金を補正するものでございます。

23ページをご覧ください。99款、5項、町債、20目、土木債、15節、合併特例債の1,500万円の減額につきましては、道路新設改良事業費、吉本本山

線も含みますが、事業の確定に伴うものでございます。

25目、消防費、10節、合併特例債の2,650万円の減額につきましては、消防緊急無線デジタル化等整備事業、八代広域行政事務組合の事業でございますが、この事業費の確定に伴うものでございます。

30目、教育債、10節、合併特例債の2,500万円の減額につきましては、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造事業費及び八火図書館建設事業費の確定によります補正でございます。

続きまして、歳出に移りたいと思います。24ページをご覧ください。

5款、5項、5目の議会費、9節、旅費の216万円の減額につきましては、実績に伴う補正でございます。

25ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、2節、給料の950万円、3節、職員手当等557万1,000円、4節、共済費400万円、13節、委託料636万9,000円の減額につきましては、実績に伴い補正するものでございます。

次の26ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金の地区活性化総合交付金につきましては、地域活性化地域住民生活等支援交付金事業、地方創生先行型の対象事業としまして287万5,000円を計上いたしております。

28ページをご覧ください。13目、振興局費、19節、負担金補助及び交付金の650万円につきましては、住民主役のまちづくり補助金で、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生先行型の対象事業費として補正するものでございます。

15目、企画費、13節の委託料、氷川町人口ビジョン策定業務委託料の600万円につきましても、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生先行型で、総合戦略策定に伴う対象事業費として補正するものでございます。

30ページをご覧ください。75目、竜北物産館運営基金費、25節、積立金は、竜北物産館運営基金へ277万1,000円を積み立てるものでございます。

36ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金1,870万円の減額につきましては、臨時福祉給付金の実績に伴いまして補正するものでございます。

37ページをご覧ください。15目、障害者福祉費、20節、扶助費980万円につきましては、障害福祉サービス費等の事業費を補正するものでございます。

39ページをご覧ください。10項、児童福祉費、10目、児童措置費、20節、扶助費の672万円の減額につきましては、児童手当の支給実績によります補正でございます。

次の40ページをご覧ください。15目、保育所費、19節、負担金補助及び交付金の587万6,000円の減額につきましては、保育所運営費補助金、軽度障害児保育事業費補助金等の事業実績によります補正でございます。

42ページをご覧ください、20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、28節、繰出金の2,402万9,000円につきましては、国民健康保険の保険給付費が不足するため、特別会計への繰出金を補正するものでございます。

続きまして、47ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金で、農業収入安定化事業補助金1,600万円につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生先行型の対象事業費として計上いたしております。

青年就農給付金事業費補助金の1,200万円につきましては、補助対象事業の追加計上するものです。

経営体育成支援事業費補助金の2,200万円の減額につきましては、実際に行った実績に伴う補正でございます。

次の50ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、19節、負担金補助及び交付金のプレミアム付き商品券販売事業補助金2,950万円につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、消費喚起型の対象事業として補正するものでございます。

51ページをご覧ください。15目、観光費、19節、負担金補助及び交付金の氷川まつり補助金750万円につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地域創生先行型の対象事業として補正するものでございます。

53ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費の913万4,000円の減額につきましては、13節、委託料と15節、工事請負費の入札に伴う執行残により補正するものでございます。

55ページをご覧ください。20項、下水道費、5目、公共下水道費、28節、繰出金1,229万9,000円の減額につきましては、下水道特別会計事業費確定により繰出金を補正するものでございます。

次の56ページをご覧ください。40款、消防費、5項、消防費、5目、常備消防費、19節負担金補助及び交付金の2,781万5,000円の減額につきましては、八代広域行政事務組合での事業費確定により補正するものでございます。

57ページをご覧ください。25目、災害対策費、11節、需用費の510万円につきましては、防災備蓄用品を地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生先行型の対象事業といたしまして補正するものでございます。

45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、13節、委託料で、I

ＣＴ支援業務委託２０４万８，０００円、次の５９ページですが、１０項、小学校費、５目、学校管理費、１４節、使用料及び賃借料で、ＩＣＴ機器借上料６９９万円、６１ページをご覧ください。１５項、中学校費、５目、学校管理費、１４節、使用料及び賃借料で、ＩＣＴ機器借上料の２２８万１，０００円につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生先行型の対象事業といたしまして補正するものでございます。

１９節、負担金補助及び交付金の氷川町及び八代市中学校組合負担金１，１７１万円の減額につきましては、中学校組合の事業費確定に伴い、補正するものでございます。

６５ページをご覧ください。４５款、教育費、２０項、社会教育費、１５目、八火図書館費、１５節、工事請負費の２，４９３万４，０００円の減額につきましては、入札に伴います執行残により補正するものでございます。

６６ページをご覧ください。５５款、５項、公債費、５目、元金の２，６１５万７，０００円の減額、１０目、利子の５８２万５，０００円の減額につきましては、償還金元金・利子を精査しましたところ、当初予定した額より少なかったため補正するものでございます。なお、地方債の現在高見込額につきましては、７０ページに記載しておりますので、後をご覧ください。

６７ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で、平成２６年度氷川町一般会計補正予算（第５号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第２０号、平成２６年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

平成２６年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７８２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億２４０万３，０００円とするものです。

４ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入では、款２３、前期高齢者交付金が社会保険診療報酬支払基金からの提示額により、１，６７２万９，０００円の減額となっております。

款25、県支出金が2,677万6,000円の減額で、主に普通調整交付金1,430万円の減額と特別調整交付金1,200万円の減額を見込んでいます。

款30、共同事業交付金が6,274万6,000円の増額で、高額医療費共同事業交付金が2,170万5,000円の増額と保険財政共同安定化事業交付金4,104万1,000円の増額となっています。

5ページをお願いいたします。歳出では、款10、保険給付費が2,049万円の増額で、主に一般被保険者療養給付費の診療報酬で2,470万円の増額と退職被保険者等高額療養費で300万円の減額です。

款の30、保健事業費が241万1,000円の減額で、主に特定保健指導事業業務委託料191万円の減額によるものです。

これで、議案第20号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第21号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,052万円とするものです。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入では、款の5、後期高齢者医療保険医療が調定減により388万2,000円の減額で、保険料算定に係る所得の低下と均等割、所得割の軽減に係る人の増加によるものです。

款の25、繰越金が確定により103万3,000円の増額です。

款の30、諸収入119万3,000円の減額で、主に健診事業収入120万3,000円の減額によるものです。

5ページをお願いします。歳出では、款の10、後期高齢者医療広域連合納付金が387万1,000円の減額で、1億4,687万1,000円となっています。主に現年分の特別徴収、普通徴収保険料負担金の減額によるものです。

これで、議案第21号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第22号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第

3号) についてご説明いたします。

平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,641万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,243万7,000円とするものです。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入では、款15、国庫支出金が4,046万3,000円の減額で、主に介護給付費負担金2,372万7,000円の減額と、調整交付金1,566万9,000円の減額によるものです。

款の20、支払基金交付金が4,559万4,000円の減額で、主に介護給付費交付金4,498万8,000円の減額によるものです。

次のページをお願いします。歳出では、款の5、総務費が71万4,000円の増額で、主に介護保険制度改正対応システム改修委託料の増によるものです。

款の10、保険給付費が8,640万6,000円の減額で、主に介護サービス等諸費8,204万5,000円の減額によるものです。その内容は、主に居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の減額によるものです。

これで、議案第22号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての説明を終わります。

○議長(永田義昭君) 建設下水道課長。

○建設下水道課長(前崎 誠君) それでは、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして説明いたします。

議案第23号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,093万1,000円を減額し、総額7億895万9,000円とする補正でございます。減額の主な理由としましては、下水道特別会計の収支決算の確定見込みと執行残によります減額補正であります。

歳出からご説明いたします。9ページをご覧ください。

5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、2節、

給料210万円、3節、職員手当等202万3,000円、4節、共済費100万円を実績により減額補正するものです。

10ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金、水洗便所改造助成金160万円を執行残により減額補正するものです。

10目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子については250万円を執行残により減額補正するものです。

続きまして、歳入の説明に入ります。7ページをご覧ください。

5款、分担金、5項、分担金、5目、分担金、5節、分担金の受益者分担金について、当初見込みより収入減のため226万3,000円を減額するものです。

20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、一般会計繰入金、5節、一般会計繰入金につきましては、収支決算の見込みにより1,229万9,000円を減額するものです。

8ページをご覧ください。35款、町債、5項、町債、5目、下水道債、5節、下水道債の下水道事業債につきましては、宮原処理区の面整備財源として450万円を増額するものです。

以上で、議案第23号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、議案第24号、平成27年度氷川町一般会計予算についてご説明いたします。

平成27年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

2枚めくっていただきまして、1ページでございます。第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ62億2,519万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものです。債務負担行為第2条以降の説明は省かせていただきます。

まず、歳入からご説明申し上げます。9ページをご覧ください。事項別明細書により説明させていただきます。

歳入合計は62億2,519万4,000円で、前年比4,735万2,000円の減額でございます。主なものの内訳としまして、大きな増減のあるもののみ申し上げます。

第5款、町税8億8,665万3,000円を計上しております。前年比1,196万7,000円の増でございます。

第30款、地方消費税交付金9,600万円、前年比1,100万円の増額です。

第45款、地方交付税27億2,000万円につきましては、前年同額を見込んでおります。

第55款、分担金及び負担金7,932万6,000円につきましては、前年比606万1,000円の増額です。

第60款、使用料及び手数料8,892万5,000円、前年比287万1,000円の減額です。

第65款、国庫支出金5億7,107万7,000円、前年比5,574万円の減額です。

第70款、県支出金6億1,784万6,000円、前年比7,114万1,000円の増額でございます。

第85款、繰入金3億6,635万7,000円、前年比1,998万1,000円の増額です。

第90款、繰越金9,092万8,000円、前年比5,519万3,000円の増額です。

第95款、諸収入1,336万3,000円、前年度比1,312万8,000円の減額です。

第99款、町債5億9,650万円、前年比1億5,151万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。新規事業を中心に説明させていただきます。37ページをご覧ください。

5款、5項、5目、議会費、14節、使用料及び賃借料の409万1,000円につきましては、議場の映像及び放送システム導入によります1年間のリース料でございます。

43ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、13節、委託料で、新地方公会計整備支援業務委託料としまして396万4,000円、公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料396万円を計上いたしております。

18節、備品購入費での121万7,000円につきましては、庁務手業務で使用する車両が老朽化し故障が多いため、同型車両を購入するものでございます。

46ページをご覧ください。13目、振興局費、15節、工事請負費の500万円につきましては、秋山幸二前ソフトバンク監督の展示場を設置するものです。

17節の公有財産購入費の689万6,000円につきましては、宮原地区の早尾わいわい広場敷地購入に伴うものでございます。

49ページをご覧ください。30目、電子計算費、13節、委託料につきまして

は、総合行政システムサポート等を含むシステムメンテナンス業務委託料1,149万6,000円、社会保障・税番号制度システム改修費用といたしまして1,756万1,000円を計上いたしております。

次の50ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金につきましては、八代地域イントラネット運営経費負担金といたしまして955万3,000円を計上いたしております。

57ページをご覧ください。20項、選挙費、20目、農業委員会選挙費の238万2,000円につきましては、今年度、改選に伴う選挙費用を計上いたしております。

次の58ページ、59ページをご覧ください。30目、県議会議員選挙費の467万円につきましては、4月の県議会改選に伴う選挙費用を計上いたしております。

次の60ページをご覧ください。25項、統計調査費、10目、基幹統計調査費の464万6,000円につきましては、主に国勢調査に係る費用を計上いたしております。

次に71ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、10目、児童措置費、8節、報償費の1,000万円につきましては、すこやか赤ちゃん出産祝金を創設し、祝い金を支給するものでございます。

75ページをご覧ください。20目、子育て支援センター費、18節、備品購入費の132万2,000円につきましては、現軽ワゴン車が老朽化し買い換えるものでございます。

79ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、20節、扶助費につきましては、中学3年生までの児童医療費4,536万円、前年比といたしまして87万6,000円の増額でございます。

88、89ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金につきましては、県補助の青年就農給付金事業費補助金1,425万円、農地集積協力金事業費補助金300万円、及び機械や設備の3割補助の経営体育成支援事業費補助金4,500万円、い業機械再生支援事業補助金900万円を前年に引き続き計上いたしております。

92ページをご覧ください。25目、農地費、15節、工事請負費の7,885万円につきましては、農道舗装1件、排水路改修工事2地区、導水路フェンス改修1件、客土8地区の事業費を計上いたしております。

95ページをご覧ください。40目、物産館費、18節、備品購入費の608万2,000円につきましては、物産館の直売所にあります冷凍冷蔵庫の老朽化に伴

う交換で、今年が最終計画年度でございます。

97、次の98ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、19節、負担金補助及び交付金につきましては、住宅リフォーム促進事業補助金、昨年に引き続き1,200万円、熊本県商工会青年部連合会八代地区大会が開催されますので、助成金といたしまして30万円を計上いたしております。

99ページをご覧ください。20目、竜北公園費、11節、需用費の修繕料660万円につきましては、ウォーキングセンター塗装修繕及びウォーキングセンター野外ステージへ防鳥ネットを取り付ける費用を計上いたしております。

次に100ページをご覧ください。25目、立神峡公園費、15節、工事請負費の432万円につきましては、公園入口正面の駐車場の法面が崩れる恐れがあるため、未然に災害を防ぐための工事費を計上いたしております。

101ページをご覧ください。35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、13節、委託料の926万2,000円につきましては、道路台帳作成更新業務委託、氷川町耐震改修促進計画の見直し業務が必要となりましたので、委託料等を計上いたしております。

次の102ページをご覧ください。10項、道路橋りょう費、5目、道路橋りょう費総務費、13節、委託料の2,663万円につきましては、路面性状調査業務、長寿化橋梁点検業務、河川管理道路整備委託料を計上いたしております。

103ページをご覧ください。10目、道路維持修繕費、11節、需用費の町道修繕838万円につきましては、町道修繕で6路線ほか道路施設、道路標識の取り替え、修繕等の修繕費用を計上いたしております。

同ページの15節、工事請負費の4,737万9,000円につきましては、町道6路線の補修工事を計上いたしております。

次の104、105ページをご覧ください。15目、道路新設改良費の9,669万6,000円につきましては、13節、委託料では測量設計業務委託料6路線、15節、工事請負費では6路線、17節、公有財産購入費では道路改良に伴う3路線、22節、補償補填及び賠償金では改良工事に伴う電柱移転補償金、立木補償金を計上いたしております。

20目、橋りょう新設改良費、15節、工事請負費の2,475万円につきましては、6路線を橋梁長寿命化計画により改築工事を計上いたしております。

107ページをご覧ください。15項、河川費、10目、河川改修費の2,325万円につきましては、13節、委託料の早尾水路改修実施設計測量業務委託料及び15節、工事請負費の準用河川「御講田川」河川改修工事費、22節、補償補填及び賠償金の河川改修に係る電柱移転補償金を計上いたしております。

109ページをご覧ください。25項、住宅費、5目、住宅管理費、15節、工事請負費につきましては、公営住宅の長寿命化計画に基づき、屋根防水、外壁塗装工事で桜ヶ丘団地改修工事2号・5号・6号棟を施工いたします2,909万8,000円を計上いたしております。

111ページをご覧ください。40款、消防費、5項、消防費、15目、消防施設費、18節、備品購入費の532万5,000円につきましては、防災行政無線戸別受信機、竜北地区60台、及び小型動力ポンプ2台を計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金の消防用施設整備補助金762万1,000円につきましては、消防水利として巻上式ゲート設置、地上式消火栓設置、消防積載車のエアコンが宮原地区14台と河原地区1台、合計15台がエアコンが入っていないため、整備するため計上いたしております。

次の112ページをご覧ください。25目、災害対策費、13節、委託料の1,271万2,000円につきましては、氷川町地域防災計画の10年後の見直し改訂が必要なため、業務委託料を計上いたしております。

113ページをご覧ください。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、1節、報酬につきましては、特別支援教育支援員9名の報酬1,512万円を計上いたしております。

120、121ページをご覧ください。10項、小学校費、10目、教育振興費、11節、需用費につきましては、小学校教科書の改訂の年にあたり、教師用教科書・指導書等、ICT指導書も含めまして768万円を計上いたしております。

124ページをご覧ください。15項、中学校費、5目、学校管理費、15節、工事請負費につきましては、竜北中学校武道場・卓球場兼集会所の天井改修工事、これにつきましては文科省により平成27年度までに改修するよう指導がありましたので、今年度計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金では、氷川町及び八代市中学校組合負担金2億1,483万円を計上いたしております。なお、プール改修費、体育館・武道場の天井改修費も含んでおります。

131ページをご覧ください。20項、社会教育費、15目、八火図書館費、15節、工事請負費の1,195万3,000円につきましては、旧八火図書館の解体及び跡地に駐車場の整備をするものでございます。

18節、備品購入費の図書費につきましては、本を増冊するため500万円の計上をいたしております。

134ページをご覧ください。25項、保健体育費、10目、保健体育施設費、11節、需用費の修繕料の442万9,000円につきましては、宮原体育館バス

ケットゴールの自動巻き上げの修繕、竜北体育センターの床補修2カ所、それとバスケットゴール移動式のものでございますが、この修繕も含んで計上いたしております。

137ページをご覧ください。15目、学校給食施設費、15節、工事請負費の478万3,000円につきましては、給食配送車の老朽化により新規にリースするため、新しい配送車に合わせた共同調理場の車庫改修工事を行うために計上いたしております。

138ページをご覧ください。55款、5項、公債費、5目、元金につきましては、5億6,298万円となりまして、前年比5,791万2,000円の増額となります。

10目、利子につきましても、8,290万2,000円となりまして、前年比1,426万5,000円の増額となります。

139ページの給与明細書以降につきましては省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第25号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただいて、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億859万7,000円とするものです。

6ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入歳出それぞれ24億859万7,000円で、前年比4億1,638万4,000円の増加です。

歳入では、款30、共同事業交付金が前年比3億2,072万3,000円増の5億4,576万3,000円で、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の増によるものです。これは、計算方法が制度改正により変更となり、保険財政共同安定化事業レセプト1件30万円を超える医療費に関して計算していたのを、レセプト1件1円以上を対象としたことによるもので、平成27年度から安定化事業の対象をすべての医療費に拡大されたことによるものです。

款40、繰入金の前年比5,784万7,000円の増の2億2,892万4,000円で、主にその他繰入金の増額によるものです。

歳出では、款10、保険給付費が前年比1億5,670万3,000円増の14億

6,256万6,000円で、款25、共同事業支出金が前年比2億8,890万円増の5億5,690万4,000円で、先ほど歳入のところでご説明しましたように、制度改正による計算方法の変更により、保険財政共同安定化事業拠出金が増加したものでございます。

これで、議案第25号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第26号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただいて、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,268万円とするものです。

4ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億5,268万円で、前年比184万5,000円の減です。

歳入では、款の5、後期高齢者医療保険料が前年比351万2,000円減の1億60万6,000円で、主に特別徴収保険料現年度分の減額で、広域連合会からの提示額によるものです。

歳出では、款の10、後期高齢者医療広域連合納付金が前年比181万5,000円減の1億4,881万1,000円で、主なものとして保険料として徴収した額を広域連合へ納付する後期高齢者広域連合負担金の減額によるものです。

これで、議案第26号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第27号、平成27年度氷川町介護保険特別会計予算について説明いたします。

平成27年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただきまして、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,742万円とするものです。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。

歳入歳出それぞれ14億1,742万円で、前年比1,821万8,000円の減です。

歳入では、款20、支払基金交付金が前年比1,649万円減の3億8,197万

1,000円で、主に介護給付費交付金現年度分の減額によるものです。

款の40、繰入金が前年比492万2,000円減の2億1,226万3,000円で、主に事務費繰入金の減額によるものです。

6ページをご覧ください。歳出では、款の5、総務費が前年比730万9,000円減の1,818万7,000円で、主に介護保険事業計画作成費の減額によるものです。

款の10、保険給付費が前年比1,065万2,000円減の13億6,240万8,000円で、主に介護サービス等諸費の減額によるものです。

これで、議案第27号、平成27年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明いたします。

議案第28号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,621万6,000円とする予算でございます。前年度と比較すると12.45%の減額予算となっております。

5ページをご覧ください。歳入歳出当初予算事項別明細書により、前年度と増減がある主なものを説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。歳入合計の本年度予算額6億6,621万6,000円に対して、前年度予算額7億6,071万6,000円の比較9,450万円の減額予算でございます。

5款、分担金、負担金の818万5,000円を計上させていただいており、平成26年度整備しました地区の受益者により算出しております。

10款、使用料及び手数料の1億2,673万2,000円は、公共下水道使用料であります。内訳としましては、宮原処理区7,200万円、竜北処理区5,400万円となっております。

15款、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金1億円となります。

20款、繰入金は、一般会計繰入金3億716万6,000円を計上しております。

35款、町債は、下水道事業債1億1,900万円を計上させていただいております。

続きまして、6ページをご覧ください。歳出につきましても同様に、歳出合計額の6億6,621万6,000円に対して、前年度予算額7億6,071万6,000円の比較9,450万円の減額予算でございます。

5款、公共下水道事業費の3億8,654万3,000円につきまして、5項、公共下水道事業費、10目、公共下水道維持費、19節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道維持管理負担金5,455万2,000円を計上しております。

15目、公共下水道建設費、15節、工事請負費では、1億9,000万円を計上しております。工事箇所につきましては、管渠未整備地区の面整備で、上新田処理分区の高塚、笹尾、北川、法道寺並びに鹿野処理分区の沖塘の工事であります。

22節、補償補填及び賠償金では、上水道等移設補償費3,000万円を計上しております。

続きまして、15款、公債費2億7,671万8,000円につきましては、5目、元金、23節、償還金利子及び割引料の長期債元金1億9,744万円、及び10目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時金利子の7,927万8,000円を計上しております。

以上で、議案第28号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第29号、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ926万6,000円とする予算でございます。前年度と比較して2%の減額予算となっております。

4ページをご覧ください。歳入歳出当初予算事項別明細書により、主なものを説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。歳入合計の本年度予算額926万6,000円に対して、前年度予算額945万9,000円の19万3,000円の減額予算でございます。

10款、繰入金は、一般会計繰入金921万6,000円を計上いたしております。

続きまして、5ページをご覧ください。歳出につきましても同様に、歳出合計額の926万6,000円に対して、前年度予算額945万9,000円の、比較19万3,000円の減額予算でございます。

7ページをご覧ください。7款、公債費、5項、公債費、3目、元金、23節、

償還金利子及び割引料の長期債元金 892万8,000円、及び5目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子 28万8,000円を計上いたしております。なお、元金利子の償還につきましては、平成29年度が返済の終了予定となっております。

以上で、議案第29号、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計予算につきまして、説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

教育制度改革に伴い、次の者を氷川町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町新田167番地3、氏名、太田篤洋、生年月日、昭和26年5月1日生まれでございます。

同氏は、昨年4月1日から教育長の職務に精励をいただいておりますが、教職で培われた経験と温厚で実直な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力をいただいているものと拝察をいたしております。

新教育制度に移行いたしましても、十分にその力を発揮していただけるものと考えておりますので、教育長に任命いたしたく同意をお願いするものでございます。

同意第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命についてございまして、次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町今119番地、氏名、村山賢一、生年月日、昭和41年11月19日生まれでございます。

同氏は、高校卒業後、会社員を経験。その後、介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士の資格を取得され、老人福祉施設に勤務、現在は自営業を営まれております。

平成23年度、氷川中学校PTA会長として活躍され、引き続き平成23年4月から現在まで、氷川中学校運営協議会委員、平成26年4月から現在まで、氷川町コミュニティ・スクール連携協議会委員として、学校と地域の連携にご尽力をいただいております。温厚で誠実な人柄は、地域住民の皆さまの厚い信頼がございます。ご本人の人柄、これまでの実績及び教育行政への識見と関心も高く、教育行政の推進に期待ができますので、新たに教育委員に任命いたしたく同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時08分

再開 午後2時16分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回の土地開発基金条例の明確化という形を書いてありましたが、今までは土地だけをこの予算でやっていた。あとの補償費については別途、一般会計なりで補償費で予算を組んでいたの、この土地開発基金のほうからすべて補償費も含めて支出しますよという改正と理解していいですか。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） そのとおりでございます。

○議長（永田義昭君） それでは質疑はありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江崎 悟君） 今回新しく町長のほうで、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給というのをやりたいという新事業を立ち上げようということなんですけれども、まず、先ほどの町長の所信表明から、氷川町の総合振興計画をしっかりと基本において事業実施をやるんだということなんですけれども、私、この案が出てきて、総合振興計画を確認したんですけれども、基本的には総合振興計画に則っていないんじゃないかなというのが一つ、そこをお伺いしたい。

それから、内容を見てもみますと、詳細にはこの件については、建設常任委員会のほうで議論されると思いますけれども、すこやか赤ちゃん出産祝金を支給する条件という第2条のところなんですけれども、この場合、受給後も引き続き1年以上町内に居住した者が該当しますよとなっています。そこで、この予算、今年1,000万円予算計上されています。出産時にこの10万円を、1子から3子までの場合には10万円を出産時に支給しますよ。ただし、1年以内に引っ越した場合には返還しなさい。返還を命ずることができるというのが第6条にあります。1年以内に町を出て行った方、これは誰が出て行くのか分かりませんが、誰が1年以内おればいいのか。要するに、父または母となった者ということですから、お父さんかお母さんがそこに住所をおれば、どちらかがおればこれは大丈夫ですよという。じゃあお母さんと赤ちゃんが、もしも二人が出て行った、お父さんだけ残ったというときも、これは返還しなくていいというルールと受け取っていいのか。また、5子以降については、50万円を生まれたときに支給します。ただし、1年以内で出て行ったときには、50万円は返しなさいということになります。果たして、一般の方たちが出産時に10万円いただいた、50万円いただいた、その10万円、50万円使ってしまった。1年以内に引っ越した、じゃあ10万円、50万円は、1年以内に引っ越した方に催促しなければいけない。果たして、10万円、50万円が返ってくるかどうかという心配はされていないのかというのがあるのかなと思います。私は、この条例を見たときに、出産祝金、1年以上町内にいなさいというルールだから、出産して1歳の誕生日のときに出産祝金をやられたら、取り返すというか、町の税金ですからね、町の税金をそのときにやれば、その後引っ越しても、この条例には何ら支障がないんじゃないかと、そういうふうに思うんですけれども、この条例、突然出てきたんですが、何かもっと例えば、この出産されて1歳児の保育料の無料化とか、そういう方向で町の税金を支出したほうが、よほど私は町内に住んでおられる方たちの少子化対策になるんじゃないだろうかと思うんですが、そのところを町長のこの条例、内容も含めて、趣旨そういうものを少し聞かせていただきたいなと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） この出産祝金の創設の趣旨でございますが、内容につきましては、もうこの条例の目的にあるとおりでございますが、その背景にある部分で、基本計画にないんじゃないかと。直接的な祝金の支給というのは掲載をされておられません、あくまで少子化対策あるいは子育て支援という部分で、ぜひ必要ということで今度創設したところであります。

また、中身につきましては、担当課長から説明をさせます。まさにこの条例、この本文だけ読んだら、今お尋ねになりました疑問がかなりそれ以外にもたくさんございます。その部分は多分規則で今後謳っていくんだらうと思っておりますので、その部分につきましては担当課長よりご説明をさせます。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 今、計画に基づいて実施はということで町長から回答がありましたけれども、その後の部分でございますが、詳細については委員会の中ということで、第2条の出産時も含めた形で1年以内に引っ越した方はどうするのかということと、あとそれがお父さんだけ残ったときはどうするのかという話と、あとは5子、50万円を支給して、あと引っ越されたら返金はどうするのかということによろしいでしょうか。

まず1点目でございますけれども、第2条で結構この部分につきましてはやり取りはしたんですけれども、出産時においてはお父さん、お母さん、どちらでも町内のほうにいていただきたい。といいますのが、大元にありますのが、少子化対策も含めて、要は人口増もやりたいという思いがありますので、そういう部分から出産時にはいていただきたいと。1年以内に引っ越した方はどうされるのかということでございますが、お父さんだけにつきましては、今のところは想定しておりません。失礼しました。どちらかの養育者プラス子どもが同居という形で本町にいていただくと。実際に申請にあたっては、確約書をいただきたいなということで準備はしております。その中については、施行規則の中で謳わせていただければということで、この本条例には謳っておりません。

最後の第5子の50万円につきましては、これも施行規則に則りまして、50万円一括になりますとちょっと大枚でございます。ですから、計画としましては1年間10万円ずつ5年間おあげしますよということで施行規則については謳っておりますので、当然、単年10万円ずつ5年間という形をとらせていただければということで規則は定めようと考えております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 今の質問に関連しますけれども、例えば4人お子さんがおられ

る方が、じゃあ氷川町はこういう支援があって、支給があって手厚いので、じゃあこちらに来て出産をしよう、そしてその後、この町を出て行かれるとしたら、50万円の支給のところ、今のお話だったら10万円ずつ5年間で支給しようということになります。そうすると、出産祝金ということではなくて、これは子育て支援金ですね。5歳まではですね、1年間ずつ差し上げましょうということ。ちょっと趣旨的に、運用的にはいいかもしれませんが、趣旨的には無理がありますよ。と思いますが、いかがですか。関連しましたので、次の常任委員会でまた蒸し返すよりも、ここで一回お答えいただいたほうがいいと思ひまして。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 今の質問でございますけれども、4子をお持ちのご家庭がこちらのほうに来られて、第5子を誕生されたという場合についてということになるかと思ひますけれども、第5子の場合については、先ほど申し上げましたように、10万円を5年間ということで、どちらかといえば一時金の祝い金という形じゃなくて、支援金という形になりはせんどかという話でございますけれども、実際に財政的な打ち合わせをした中で、要は5年間、じゃああげますよということで、最初に50万円の交付決定をやった場合については、債務負担行為を起す必要がございます、事務的に繰り越し繰り越しという形を取らざるを得ませんので、そういう部分はちょっと省略できないかという手法のもとで、単年、毎年いらっしゃったら毎年申請してくださいということで、こちらのほうから5年間お知らせして申請していただいて、申請がありまして、条件をクリアされたということであれば認定して、10万円を支給しますよという形をとらせていただければと今のところは手法を考えております。以上ですが。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） それで、話がちょっと途中になりましたけれども、それで今、課長の話からいくと、詳細について規則で定めますよということですが、今の話からいくと、例えばお父さん、お母さんのどちらかと子ども、まあ養育者と子どもが1年間いなければいけないというのが規則で定めます。条例では、父または母となった者で受給後も引き続き1年以上町内に、条例と全然違うことを規則で定めようとしているんですよ。だから、1年以内に養育者と子どもさん、生まれた赤ちゃんが1年以上町内に居住及び同居しなければいけませんよという条例に書かないと、条例ではお父さんまたは母となった者が1年以上おればいいと書いてある。このところも基本的に私が読んだときには、じゃあ赤ちゃんはいなくていいんだということになる。じゃあ赤ちゃんも1年間いなければいけない。先ほどほかの議員さんが言われてたけれども、じゃあ赤ちゃんが途中で亡くなったときには、10万円を

返さなければいけないということになりますよ。だから、先ほど言ったように、1年、1子から3子まで1年いた時点で、1歳の誕生日のときに10万円を支給するという、そういう支給条例に変えたほうが、私は後の取り戻すものが大変になると思いますよ。取り戻す、その10万円で途中出て行った方を追っかけて10万円、課長、取りに行かなければいけないんですよ。その経費も税金で賄う。今、税金を回収するの大変なんですよ。こういう条例で1年おられたときに10万円支払えば、よく頑張ってもらいましたね、出産祝金として1年、誕生日の祝いに出しますよというやり方のほうが課長、手間が省けるんじゃないですか。この条例、課長のほうで検討されたんだろうけど、どうもこの条例については納得がいかない。取り戻しに行けない、それを1年後に確認しなければいけない。課長のところで確認せんといかんのですよ、1年後。業務がまた増えますよ。そこのところをどういうふうに、この条例の処理をしようと思っているのか。

もう一つ、確約書を取りますという話がありました。1年以内に引っ越した場合には、10万円は返金しなさいという確約書、その確約書に基づいて、引っ越すときに黙って引っ越された場合に、今はいろいろ財政上の問題、それから夫婦間の問題、いなくなる人は多いですよ。そういう中で、その税金10万円を取り戻すために相当の労力があると思うんですが、その確約書がどれだけの効果があるのかというのも非常に私は疑問を感じる。この条例の制定について、再度検討すべきだと思うんですが、そこのところは課長、どうなんでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） ちょっと最初の部分でお話がありました、父または母となった者でということの下りの部分でございますけれども、表裏的に簡単に私がちょっと養育者だけでいってしまった部分は、ちょっと訂正させていただければと思いますけれども、実際にこの条例を運用するにあたってご存じのとおり、施行規則という形で運用をかけるということで、これから検討させていただきたいと思いますが、一応この支援金という形じゃなくて、おめでとうという一時金という趣旨が強うございますので、前もっておあげしたらどうかというのが本来の気持ちではございます。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） じゃあ町長、今課長と少しやり取りさせていただいたんですが、その一時金、祝い一時金といわれているから、当然、私は50万円も祝い一時金で出していいと思いますよ。しかし、その1年間、そこに住んどかなければいけない。50万円の方は5年間住んどきなさいという話になってきています。そういう意味で、この支給条例、私はやることに対して、今日の新聞だったですかね、今

日の新聞は1子に3万円とか、山都町が出産祝金一律3万円、1子目が3万円、2人目が5万円、3人目が10万円と書いてありましたよ。それから、菊池市が子宝祝金という名目で、現金プラスの商工会共通商品券というのを組み合わせている。現金だけじゃなくて商工会、要するに地元で、全部を現金で出さずに商品券をセットでやるんだという提案がなされています。そういう意味で、この出産祝金について、いろいろもう少し熟慮すべき点があるような気がするんですよ。今回出しても、この内容をもう少し精査して、この条例を少し見直していくという気持ちが町長のほうにあるのかどうか、そここのところだけで構いません。私はやめてほしいですよ。やめてほしいんだけど、そういうものを考慮して中身をもう少し検討してみようという気持ちがあるかどうか、そここのところをお願いしたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） このすこやか赤ちゃん出産祝金制度につきましては、ぜひ進めさせていただきたいという思いでございますし、今、課長が申し上げましたとおり、条例に基づく執行のあり方は、規則の中できめ細やかにこれから謳い込んでいく話になります。あと、条例を施行してその祝い金を支給するにあたって、いろんな課題が出てきましたならば、その内容を見直していくというのは当然あるべきだろうと思っておりますし、まずはスタートをさせていただきたい。これからまた膨らませていくのか小さくしていくのか、それぞれ財政状況もございますので、そういった中でまずはスタートをさせていただいたうえで、それぞれの中身につきましてもしっかりともう少し精査をする。その執行にあたっては、まだまだ時間がございますので、先ほどおっしゃいましたように、1年経って支給するというのも規則で謳えばできる話でございます。そういったことは大いに意見を聞いたうえで、また大切な原資であります町民からいただいた税金を使って、子どもたちのすこやかな成長をみんなで祝ってあげようという趣旨の祝い金でございますので、その趣旨に沿うような形で今後も進めさせていただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） ありがとうございます。ぜひ中身については、事務量が増えないような形でやっていただきたい。

先ほど、プレミアム商品券の話をしたんですが、課長会で当然、この出産祝金を出ていると思いますけれども、商工観光課長、今、菊池みたいなやり方の提案はされなかったですか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） プレミアム付き商品券につきましては、別で予算計上

しております。この出産祝金につきましては、こちらのほうから提案を特にはして
おりませんでした。以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。上田俊孝議員。

○4番（上田俊孝君） さっきと関連して言いますけど、私、この条例を見て非常に氷
川町に元気が出るなど、非常に嬉しく思ったところであります。いろいろ賛否両論
ありますけど、まずスタートしてみて、あと見直す点があれば見直すという形で、
まずせつかくこういう元気が出る条例ができたんですから、今回で私は、先に進め
るものと、さっき町長がおっしゃったように、氷川町をどうやって人口減少に歯止
めがかかるか、それとこれは一つの話題になりますよね、他町村から。非常に私
は、これは良い条例だと思いますので、この内容についてはこのまま現行でやって
もらえればと思います。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） この墓地条例の件についてですが、これは宮原町時代からある
桜ヶ丘墓地公苑なんですけれども、その責務を明確にする必要があるということ
で、今回、中のほうで随分と条例の改正をされていますけれども、今回、この条例
改正に至った何か理由がある、随分と墓地公苑が荒らされていたとか、何かそうい
う理由があって、今回、文言の追加されているのかなと思ったんですけれども、今
回この条例の一部改正をする、まあ責務を明確にするということなんでしょうけれ
ども、そういう中で要は、こういうのを入れとかなければいけないんだというこ
とになった、そういう原因があるんでしょうか。そこのところをちょっとお伺いた
いんですけれども。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） これまで、多分議員さんもお存じだと思いますけれ
ども、どこがどこの責務、どこの範囲が管理しなければならない。それは町がしな
ければならないのか、それとも利用者がしなければならないかという部分は規則にも
何も謳っておりませんでした。要は、これからご存じのとおり全国的に無縁仏とい
う部分も出てきますので、その前にいち早く管理区分として、例えば使用区画が
2.5の3.5という区画が1区画ありますけれども、その中はせめて利用者の、ご

存じかと思いますが、区分所有法に準じた形で管理は利用者ですよと。花をあげる、そのままちょっと一部では捨てて帰られるとかいう部分もありますので、そういう部分も含めて、この際できないかということでご提案申し上げておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 聞きたかったのは、その無縁仏になったときは、管理費が何年間か入らないとか、何かその無縁仏の定義があって、そのときには町のほうで撤去するてなっていたんじゃないのかなと、ちょっと条例を見る時間がなくて申し訳ございませんが、そういうのがあって、基本的に墳墓のエリア内については、当然その使用者の方、それ以外のところについては管理費をいただいていますから、その管理費でやりますよという条例じゃなかったかなと思っております。条例を作るときには、多分、条例の法的なこの審議会あたりで、条文としていいのかどうかというのがあるかと思えますけれども、すごくこれを読んで馴染まなかったのが、第8条の第3項に「町長は使用者に対し、修理または撤去を命ずることがある。」という、条例上「命ずることがある」という言葉が使われているのかどうか。先ほどの条例の改正、すこやか赤ちゃんのところでは、「命ずることができる」という文言が通常の条例上の文言じゃないかなと思うんですが、ここのところは総務課長、ここの審査にあたって、条例を提案するときに、文言の法的な出し方というのは、各課長が集まって審査をやられていると思うんですけれども、そここのところはどういうふうに思われますかね。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 条文の一部改正制定につきましての条文の審査の仕方でございますが、本町の文書管理規定の中におきまして、例規に関する部分の決裁につきましては、まず所管課のほうで起案をしまして、例規を担当する総務課の担当者の事前の確認を受けた後、首長の決裁を受けるという事務の流れになっております。課長会で審査をするという組織が整っておりませんので、そういう規定になっておりますが、「できる規定」と言い切りの「ならない規定」、往々にして「できる規定」で作っていくのが条文の一般的な作り方であるということは、私も認識をいたしております。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 第18条の第2項で、「土石の採取その他土地の形質または形状を変更する」ということは、どこを指しているのかということと、一応墓地の土地代は45万円で購入するわけですよ。持ち主は、墓地に対しては購入して、なおかつ永代使用料というのが年間5,000円あるんですけれども、そういった中

での使用料はどこに使われているのかなという2点教えていただけますか。

○議長（永田義昭君） 産建のときに、またよろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） それでは質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回の地域包括支援センターの職員に関する基準ということで、これは国のほうからの介護保険法に基づく、新しく制定するものです。前回の議会のときに、地域包括支援センターについて、私は町長の考え方を聞いたところですが、本町において今回、第1号被保険者が概ね、表でいきますと、3,000未満の後は3,000から6,000未満、それぞれ保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置きなさいよという条例を、今回新しく作るわけですね。本町の実態としては、この概ね3,000人以上6,000人未満の中に、本町の第1号被保険者がこの範囲に入っているんですか、入っていないんですか。何名いますか。それによっては、この地域包括支援センターのあり方を再度検討すべきになるのかなと思いますが、そのところはどうか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） ただいまのご質問が、第1号被保険者数及びこの枠に入っているかというご質問だと思うんですが、本町の第1号被保険者数は、現在4,100名程度になっておりますので、この3,000から6,000人未満の枠内に該当するかと思います。以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回の介護保険条例の一部改正については、第6期氷川町介護保険事業計画に基づいて保険料を改定しようということですが、第6期の氷川町介護保険事業計画というのは、何年から何年、いつ出来上がっているんですか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 第6期の計画書につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年の計画書になります。答申をいただいております。協議会の検討を重ねて答申をいただいて、料金の基準額をということでお示しを、条例で提案をしているところでございますが、計画書につきましては、前回もそうなんですけど、6月の議会のときに皆さまにお配りをしてご説明をしたところでございます。

ので、そのように今回も考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 私たちには、まだこの計画は手元にはないんですよね。だから、第6期は見てないということになりますよね。それで、その保険料を今回増額することになります。介護保険料を増額することになりますが、今回の介護保険の特別会計の保険料収入のところはほとんど400万円ぐらいしか上がってないんですけれども、それは低所得者の分が下がっているから今回の保険料は平成27年度予算はほとんど上がらないということで、平成27年度予算を組んであるんですかね。これは介護保険料を値上げしますという改正ですよね、ほぼ1割アップ。ただし、先ほどの予算の説明の中で、介護保険の措置費については少なくなっている。だから、上げなければいけない理由、計画で審議会で答申をいただいたから上げますということよりも、なぜ上げなければいけないのか、そのところが今回の平成27年度予算を見る限りではまったく分からない。上げて保険料の収入はほとんど上がっていない。じゃあ介護保険料を払う人が、未納の人が多くなってきたから保険料を払う人から1割上げて取りますよという予算になっているのか、そのところをお伺いしたいんですけれども。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 当初予算でそれほど上がってないじゃないかというご質問でございますけれども、この保険料は3カ年は維持する前提で計画を立てますので、3年分のサービス料、それから3年分の収入を計算しまして、本町の場合ということで設定されているところでございますけれども、その設定方法につきましては、引き上げ要因と引き下げ要因というのが、当然その3カ年の中で要因というのが出てまいります。今現在、5,000円ということで保険料を納めていただいておりますけれども、その第6期の基準額を計算するにあたって、引き下げ要因、引き上げ要因を勘案せずに推計した場合には、6,603円というような数字が出ております。そこから引き下げ要因、引き上げ要因を影響額といいますか出しまして、5,500円というのが導き出されているわけですが、一つ、まず引き上げ要因としましては、介護保険の事業量といいますか、サービス費の総計に対しまして、半分の50%は国、県、町、国が4分の1の25%、あと県と町で15%ずつの半分を公費でみる。あとの半分は保険料で賄いなさいとなっていますけれども、その保険料を半分みるうえで、第1号被保険者と第2号被保険者がおられまして、平成26年度までは第1号被保険者の負担が21%分を保険料として負担しなさいと、平成26年度までの第5期計画ではなっておりましたが、平成27年度からの第6期計画では22%、1%増えた保険料を第1号被保険者が負担しなさい

と。逆に、その第2号被保険者は1%減っているわけですが、そういうふうな引き上げ要因、上昇要因というもの、それから本町の場合は特別給付費ということで、おむつの給付も執り行っております。引き下げ要因というものにつきましては調整交付金ですとか、一定以上の所得者の利用負担の割合を、介護保険の場合、サービスの提供を受けた場合1割負担なんですけれども、現役並みの所得のある方については2割負担をお願いするというような、本年8月からの予定ではございますけれども、その基準保険料の引き下げ要因、それから基金の取り崩しというのも予定しておりますが、そちらの引き下げ要因等で5,500円の料金を導き出したところでございます。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 答申をいただいたのは、3年分ということはよく分かります。

3年間を見据えて、今回5,000円を5,500円に上げる予算にしましたと、そのための条例を出しましたということです。今回出ている平成26年度の特別会計の補正予算においても、概ね8,200万円、当初予算よりも介護サービス諸費が下がっている。思ったよりも使っていない、そのために減額します。今度の当初予算において、その介護サービス諸費については、前年度を2,200万円減額して介護サービス費の予算計上をされている。一方、今回1割上げます、5,000円を5,500円に、第1号被保険者の保険料を1割上げますよ。その予算の歳入を見ると、前年度が2億4,500万円、本年度が2億4,900万円、400万円しか上がっていない。3カ年というのは分かりますよ。しかし、1年目から1割上がるわけですから、この歳入の保険料、概ね1割ぐらい、少なくとも2,000万円ぐらいは歳入で上がってくるのかなと思うんですが、それが上がらない理由というのがちょっと分からない。納めない人が多くいるから、このくらいしか介護保険料は取れないのかなという。ただし、減額にならない分だけいいんですけれども、1割上げるけれども予算上はほとんど収入が上がらないというところが、どうも合点がいかないので、そこのところを、まあ今日じゃなくてもいいですけども、ちょっと調査をしていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） ちょっと数字のほうは即答できませんが、平成26年度の要介護の方の数字と、3年後、平成29年の推計される介護の方の人数が増加していたものですから、そちらの増加要因ということで料金のほうも計算上、勘案されております。また、後で詳しくご説明したいと思います。

○議長（永田義昭君） あと1回、江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 黙っとけば言わなくてよかったんですが、今のはあまり、今、

私が質問したのとは関係ないのかなど。介護保険料を1割上げるから収入も概ね1割ぐらい上がってもいいんだけど、何で上がらないんでしょうということですので、これは議長、後でも結構です。

○議長（永田義昭君） はい、いいですね。それでは後で。ほかにはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、介護サービスについては、介護予防日常生活支援総合事業ということで、国のほうから介護予防のほうについては町のほうで引き受けなさいということで、今回、第14号に合致するのかどうか分かりませんが、基本的には本町がその要支援をやる時期というのは、どういうふうな時期に町のほうで受け入れるという、どこかで見たような気がしますけれども、そのところは今、どういうふうに計画されているかを教えていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） お尋ねの部分については、新しい介護予防日常生活支援の総合事業という要支援1・2の方、なおかつデイサービス事業とホームヘルプサービス事業の2事業についてが、市町村独自の料金設定、独自のサービス設定に基づいて実施しなさいという総合事業ほうのご質問かと思います。これにつきましては、平成29年までの猶予期間ということで、各自治体、それまでには取り組みなさいということになっております。本町につきましては、まだ平成27年度4月からの実施というのは考えておりません。ただ、これは国が保険料を引き下げるためといいますか、介護保険制度を維持するために市町村独自で料金設定を、全国一律ではなくて、料金設定をしていいということになっておるものでございますけれども、平成27年度中には事業所の意向ですとか町の方針ですとか、そういったものを示しながら、用途は平成28年度からと考えておりますけれども、直前になって事業所にご説明申し上げても対応が難しい面もございますので、早めにうちのほうで方針が出せるように準備を進めているところでございます。

○議長（永田義昭君） いいですね。ほかにはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。河口議員。

○1番（河口涼一君） 町長にお尋ねします。お尋ねというか確認になりますけれども、本日午前中の行政報告、そして先ほど担当課長からの補正の説明の中でありましたけれども、スマートインターチェンジへのアクセス道路、これが当初は本年の3月末の完成を目指しておられると思いますけれども、当初は本来は昨年3月末の開通と同時に完成をさせるということで、一度目が1年延びて、そして二度目が3月末、これもまず完成はしないということのようですが、これが先ほど秋口までかかるというお話でありましたけれども、これは今想定されて、だいたい何月ぐらいを想定されておられるのでしょうか。と申しますのが、これは繰越明許費、12月の補正予算の中でも説明をしたから、この説明で3月に間に合わないのは分かってるじゃないかというようなお話もあったようですが、その遅れるということと間に合わないということは、よく考えると違うんですよ。ちょっと用事で遅れますということと、やむを得ない事情があって行けません。商談とか会議に間に合いませんというのは次元が違うんですよ。私たちは皆さんの説明を信じておりましたので、間違った情報をこれまでずっと住民、町民、関係者、利用者にお話をしてきました。3月でほぼ完成しますよというお話をしてきたんですが、これが分かった時点で、もうこれは大きく遅れるよということでご説明をいただくと、そういうような報告ができたんじゃないだろうかと思うわけですよ。このことについて、詳細というか細部については産建の委員会で説明しますが、町長のお話というのはここでしか聞けませんので、お答えできる範囲でお願いをいたします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 宇城・氷川スマートインターチェンジ事業の遅れにつきまして、冒頭の行政報告の中でお詫びを申し上げましたとおりでございまして、今年の3月が元々の完成予定の時期でございました。事情がありまして、氷川町の場合はアクセスが1年遅れますということで努力をしまいましたが、完成に至らなかったということでございます。その内容につきましては、先ほど課長からも若干はお話をしましたが、そのことに対しましては、本当にすまないなという思いでございます。じゃあなぜもっと早くそういった情報をくれなかったのかということにつきましては、やはりこの事業は国からいただいております交付金事業でございます。私どもの姿勢としましては、いち早く造っていかんやならんという思いでこれまで事業を進めてまいりました。結果として、本日も報告申し上げましたとおり、3月まではできない、まだ秋口までかかるんだということで申し述べました。そのあたりは国からいただく交付金事業という大きな大前提がございますので、私どもだけの都合は言えないというのも、ぜひお察しをいただきたいと思っております。いずれにいたしましても遅れたことに対しましては、心よりお詫びを申し上げたいと思っておりますし、これからさらに速度を速めていち早く完成できるように頑張っ
てまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） いいですね。ほかにありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 議案第19号の平成26年度の一般会計補正予算についてご質問をいたします。担当課長の方はすみませんが、ちょっと前後するかもしれませんが、申し訳ございません。

まず、住宅リフォーム促進事業の補助金200万円が減額になっております。これは申請がなくて減額なのか、申請はあったけれども時間的に間に合わずに減額されたのか。これは1,200万円だったですかね、増額されたのが、1,500万円だったですかね。そのうちの200万円を残されたというのがどういうことなのか。次年度も予算が上がっていますので、今回、補助金を減額された理由についてお伺いしたい。

それから、プレミアム付き商品券の販売事業補助金についてですが、先ほどの町長のこのプレミアム付きの商品券については、補助率とか事業費等について、町のほうでやりますよという話だったんですけれども、実施主体は氷川町でいいんですか。商工会とは関係ありませんということでもいいんですか。

それから、そのプレミアム商品券の販売にあたって、補助率、今は1割の補助になっていますが、補助率とか、それからどれぐらいのエリアでこれは購入できるのかとか、そういう要綱についてどういうふう
に2,950万円が使われるのかとい

うところのご説明をお願いします。

それから、54ページの公有財産購入費、道路橋りょう費の17節、300万円の減額があります。これについては町道塚田線の用地購入費、それから町道西網道南鹿野2号線の用地購入費、これについては残額なのか、それとも買えなかったのか。もし買えなかったんだったら、買えなかった理由をお伺いしたいと思います。とりあえず、その2点についてお願いします。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） まず最初のご質問ですけれども、住宅リフォーム事業の減額について、町長の説明でもございましたとおり、3月4日時点での実績といたしまして、補助額が1,170万円ございます。残額も受け付けをできる範囲でございます。ただ、もうこの時点ですので、事業実施が難しいというお話での申請の見送りは実際にあっております。見込んでの減額ということになっております。

続きまして、プレミアム商品券ですけれども、詳細につきましては、これから詰めるところはあるかとは思いますが、実施主体といたしましては、商工会のほうに補助金という形でお出しをして取り組んでいただくということで考えております。これまで2,000万円の商品に対しまして、200万円のプレミアムを付けての例年の商品券の発行でございましたが、今回の交付金事業ということで、金額を増額しております。そのプレミアム分につきましても、これまで10%を20%の倍ということで考えております。

あと、その増額する分につきましては、事務処理、発行手続き等がなるべく煩雑にならないような形で見直しをしながら、若干、事務費等も考えたところでの予算の配分を考えていきたいと思っております。

利用の範囲でございますが、先ほど商工会ということで申し上げましたとおり、商工会のこれまでどおりの会員の方たちでの使用範囲を考えております。また、購入いただく方の範囲、これまでは町内の方に限っておりますけれども、そこに関してはこれまでも議論がございましたので、若干、今回広げることができればと思っております。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 54ページの公有財産購入費の町道塚田線の道路用地購入費につきましては、3名の方の地権者がおられて、土地の単価が1名の方が折り合わなくて、同事業ですので全線一緒に買収をかけたほうが良いということで、その部分を一応全線落としております。

それと、町道西網道南鹿野2号線の道路用地購入費につきましては、地権者の方1名の方と、予算組みをするときに同意をいただいていたんですけれども、承諾

というか相続関係の承諾までしっかり受けたうえで予算組みをすればよかったんですけども、現在、連絡も取れない状況ですので、全線用地買収費を落とすということになっております。以上です。

○議長（永田義昭君） 休憩します。25分に再開いたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後3時18分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありますか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 今度、空き家対策特別措置法に関する特別法が2月に施行されたと思うんですが、この中で我が町には空き家がどれくらいあるのか。それと、固定資産税等々、これが200平米については6分の1、これが6分の6になるというようなことも可能だと。そして200平米以上になると3分の1から3分の3というような、その空き家の基準の税金の課税する空き家対策の基準はどのへんのことで、倒壊する寸前をやるのか、それとも全体の空き家に対してするのか、そのへんのところはどうか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 前段部分の町内の空き家数につきまして、3、4年ほど

前、区長さんを通じまして全町内の施設を調査していただきましたところ、180件の空き家を確認いたしております。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 昨年から空き家バンクの登録をお願いしますということで、持ち主がわかっている分について照会をかけて、登録してくださいということで、現在、登録してもいいというのがやっと1件出てきました。あと2件話があるんですが、まだ相続登記ができていないということで、3件ほどあります。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 固定資産税のことで質疑しとるんですから、その180件に対してどのへんで課税していくのか。6分の1という基準を設けて固定資産税を課税している。6分の6になるということの、これはどういうことを基準で設けていくのか、そのへんのところはどうですか。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） 現在の課税6分の1のお話ですが、現在は固定資産税を課税する場合、前年の課税標準額と評価額等から課税標準額を求めています。そして、居宅があれば200平米までは6分の1の軽減をかけていると、6分の1しか取っていないということなんです。空き家になっても一応その住まいが住宅であれば、現在は固定資産税のほうはそのままの固定資産税を6分の1で取っています。ただ、今後、空き家になった場合、要するに古い家屋がそのまま残っていると危険家屋になった場合、それを壊してしまうと住宅地ではなくなって、その6分の1の軽減が外れて6倍になってしまうというのがあるものですから、危険家屋も壊されなくて、そのままされている場合が多いんですよ。その危険家屋を結局壊してほしい、早く壊すために空き家であっても危険家屋については6分の1の軽減を取れなくなるようにというのは、今後の税法改正あたりで出てくる予定になっています。現在は改正にはなっておりませんので、今後そういうことになるかもしれません。ただ、その基準については危険家屋であるとかの見方は固定資産のほうで見るのか、空き家のほうで見るのかというのは、まだ具体的に話を進めておりませんので、今後、税法改正に基づいて行っていく予定であります。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） これは総務だから総務で3分の1のことも、200平米以上のことも説明しとってください。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長にお伺いします。総務の案件ですけれども、町長に聞けるのはここでしかないのです。

今回、アベノミクスで地方でも税収を上げようということで、国のほうでは頑張っておられますけれども、今回の歳入の町民税にしても固定資産税、ある程度の上下はあるんですけれども、実質的にこの氷川町において、税収が上がるような効果が現在の段階でいいですけれども、将来にわたっての予測も含めて、町長の税収に関するアベノミクスの施策がどういうふうに氷川町に影響しているかというところの、今の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに税収は私たちの自主財源で一番大切な部分でございますし、本来なら根幹を担うべきものでありますが、ご承知のとおり、今の数字でございます。その上で、今のアベノミクスと私たちの町の財政との関わりの話でございますが、端的に言いまして、まだアベノミクスの効果は私たちの町には届いていないというのが現状だろうと思っております。その中で、私どもの町はやはり主産業は農業でございます。農業の所得を倍増しますというお話を打ち上げてあります。倍増すれば、当然、税収は上がってまいります。併せまして、法人税等につきましても企業が都会から町に来て、そこで生業を出してくれれば法人税が入るわけでございますので、その部分の効果は見込めるわけでございますが、今のところはまだそれも利用はないと。ただ、一つ嬉しい情報は、固定資産税が少し税収が上がっておりますが、率を上げずに金額が上がったということでございますが、例の中大野地区にできましたメガソーラー、あの部分の税収が約700万円程度、固定資産税として入ってまいります。有難いことございまして、10年しますと7,000万円。だんだん償却資産でございますので下がっていったとしましても、やはり有効な税財源、いわゆる税源であるということでございます。かといって、取りやすいところから取ろうということで、固定資産税の率を上げるなんていう考えは今のところ持ちませんし、できるだけ率を下げて、まずはそういった収入で町民税の部分が上がっていくようなやり方、そのために私たちもいろんな形で今ご支援をしているところでございますので、その効果をしっかり発揮できてくればいいなという気持ちでおります。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今、町長が言われるように、固定資産税のアップにつながる企業誘致等を今一生懸命頑張っておられると思いますが、ぜひそういう税収アップにつながるような施策を打っていただきたいと思っております。

中身について、総務の所管以外をお伺いたしたいと思っておりますが、まず85ペー

ジの収集委託料なんですけれども、これは4年間のごみ収集委託料7,740万円が、平成27年度が初年度として計上されるのかということです。収集委託料については、国からのそのような通達みたいなのが来てないかどうか、その部分を一つ。委託先の選考についてどういうふうにされるのかということです。

それから、100ページの立神峡の管理委託料について982万3,000円が上がっております。基準価格の3,000万円、3年間で3,012万3,000円が基準価格で、今回、指定管理者を受けられた提案額も同額3,012万3,000円だったと思います。それを3カ年で割ると、平均すると1,000万円ですけれども、協議の結果、概ね20万円下がったのかどうか。「協議をします。金額は下がります。」というご説明がっておりますけれども、協議結果として予算が計上されているかどうかということをお伺いします。

ここはいいです。工事価格については、建設委員長のほうから話が出るということですのでいいので、あと112ページの1,200万円かけて、氷川町の防災計画の改訂業務委託料というのが計上されていますが、これは全額一般財源で賄われていますけれども、防災計画については、そのような助成金とか補助金はないのかどうか。こういうその防災に国のほうが随分と力を入れている中で、果たしてこの1,200万円を全部単費でやる必要があるのかどうか。場合によっては、そういう助成金、交付金を探してくる必要があると、改訂しなければいけない法的根拠があるのかどうか。1,200万円かけてやるべきことだと思いますけれども、やり方として、果たしてこれが正しいのかどうかをお伺いします。

それと、ちょっとよく分からなかったのが、あとは見とってくださいという企画課長の話だったんですが、140ページの一般職の職員についてです。本年度117名、前年度115名、比較ゼロと書いてありますが、ここの説明はどういう説明になるのか。職員数が2人増えていると思うんですけども、その職員数をもっと違うところだから数字としてはゼロになっているのか。ここの理由を職員は増えてないということだったので、その次のページに退職1名、採用1名ですから、ここのところの説明をお願いします。以上です。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 町民環境課の所管であります収集委託料につきまして、85ページの話でございますけれども、これにつきましては町内の収集という部分につきましては、町が責任持って収集しなさい、処理しなさいという廃掃法に基づいて委託をしているわけでございますけれども、2業者にしておりますけれども、現在、平成27年度で5カ年は終了いたします。平成28年度から新たな形で収集業務の委託先を見出す必要がございますけれども、その中で委託先の選考にあ

たつて、何か通達あたりが来てないかということですが、これは最高裁の判例に基づいた形で町のほうに情報は入っておりますが、通達はまだ来ておりません。現状としまして、なぜその内容が出てきているかといいますと、競争の原理だけではないよと、町の責任において処理しなさいというのに、何で競争入札かけるの。要は指針の中に処理できる範囲の委託料を担保しなさいという部分に引っかかりはせんかいということで、そういう部分で今指摘がっておりますので、そういう部分も含めて、平成28年度に向けて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 続きまして、立神峡公園管理委託料の件でございますけれども、まず協定書のほうには1,004万1,000円ということで金額を掲載しております。その中に消費税及び地方消費税を含むということで明記しておりますけれども、この計算の中では消費税は10%で計算をしておりました。今回、8%ということですので、本年の委託料につきましては982万円ということになりまして、了承済みでございます。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） まず、1点目の防災計画書の件についてお答えいたします。財源として補助事業等はないのかというご質問でございまして、現在のところ、補助事業がなかったということで単費を1,270万円投入しているという形で考えております。

また、その改訂根拠でございますが、法で求められた改訂ではございません。合併時に策定いたしました氷川町の地域防災計画、10年を経過して、近年の大規模災害等に対応するための具体的な項目もまだ網羅されていないということで、改訂されました災害対策基本法、こちらをベースにしまして、新たに一から見直しをかけていこうという計画で、今回予算のほうを計上させていただいたところでございます。

それから、2点目の140ページの職員数ですけれども、明らかにミスプリントでございます。申し訳ございません。本年度が平成27年度になりますので、平成27年度には4月1日現在で117名の職員と。平成26年4月1日には115名でしたので、平成27年4月1日には前年と比較しまして2名の増加ということになります。申し訳ございませんでした。

○議長（永田義昭君） 江崎議員。

○5番（江崎 悟君） それでは、総務課長から今説明があったんですが、町長、この地域防災計画の改訂業務、これは必要だと思います。思いますけれども、単費1,

200万円をかけて今年やらなければいけないのか。これをもう少し助成事業とか補助事業とか、そういう財源的なものをやはり探すべきじゃないかなと思うんですが、ぜひこの分については執行を急がずに財源確保のほうを頑張って、職員の方にやってもらえなと思いますけど、そののところどうでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、地域防災計画の改訂についてのお尋ねがございました。改訂は必要と、これはもう議員もご承知のとおりでございますが、それをどこかに委託をしてコンサルにやらせるのか、自分たちの作業でやるのかということでございますが、やはり専門的な見地の部分も必要であろうと思っておりますし、かなり幅広い項目で網羅をしていかなくちやなりません。そういったことを考えますと、やはりそういった第三者の手を借るのも一つの手かなと思っておりますが、なるべく執行、それから入札をかけますときにここまでと、これまでもここまでは私たちがやるからここをとという形で、入札にけることも可能かなと思っておりますし、財源の確保につきましては先ほど課長が申し上げましたとおり、現在のところはそういった地域防災計画に対する補助はないということでございますが、先ほど少し例の定住圏構想のお話をいたしました。八代市が中心の市になって、私どもは今後協定を結びます。私どもも定住圏構想に基づく事業につきましては、国からお金が出る、約1,000万円程度はフルにいただけるという話も聞いておりますので、そういった中で、そういった地域防災計画を作ることが、その定住圏構想の中のいわゆるメニューに当てはまるのかどうか。あるいは先ほどのすこやか赤ちゃん祝金のお話が出ました。単費を突っ込んでやるのかというお話がございましたが、そういったところもその定住圏構想のメニューで拾っていければ、そのうちの何かをそういったいわゆる構想の交付金等で担保するというのも有りかなと思っておりますので、なるべく一般財源を突っ込まずに、そういった国・県あたりの事業費あるいは交付金、補助事業等をフルに活用するように、これからもまた努力はしていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 最後をお願いします。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 答えが明確だと、最後にできるんですけども。先ほど言った立神峡については、消費税が10%で計上していたのが8%になったから金額が下がりましたという、そのときに協議結果ですかという話をしました。だから、今度、委託を受けた方と協議をして、金額はまた協議した結果、下げる方向で協議をしますという話を聞いてたので、協議結果ですか、それとも予算は上げますけど、まだ協議はしてなくて、これから下がるんですかという回答をいただきましたかっつんです。

それから、もう一つ、住宅リフォーム促進事業を1,200万円、先ほど200万円残りしましたが、これについては補助要件、今、居宅だけじゃないと対象になっていない。補助要件についての変更というのは、今回の予算の中で計上されていますか。店舗のリフォーム、それもぜひお願いしたいということで、商工会と町長の意見交換会のときに話がしてあったと思いますけど、その部分が入っているかどうか、そこをお願いします。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） まず、立神峡の件につきましてですが、協議の結果で金額は了承をいただいております。協議済みでございます。

続きまして、住宅リフォームの件ですけれども、今年の住宅リフォームの補助につきましては、昨年どおりの条件での補助を考えております。店舗リフォームにつきましては、商工会のほうとお話を今後も続けてまいりますけれども、いろんな形で商工振興、商工会育成を含めたところでの、いろんな形での助成を合わせて検討していきたいと考えております。

戻ります。立神峡については、協議の結果でこの金額を落としております。以上です。

○5番（江崎 悟君） 説明のときには、金額が大きいから高いほうを取った。でも、今後協議のうへ下げていきますという説明を指定管理者の承認のときに言われているんですよ。結果的には、協議結果は下がらなかったという答弁をすべきじゃないですか。協議結果は消費税分だけ下がったんだから、協議結果としては相手方が了承しなかったというのが回答ですよ。今、協議の結果、消費税が10%で上げたのを8%になったのでこの金額ですということだったら、協議の結果、下がりませんでした、協議をして下げますと言われたけど、下げれなかったと説明していただければ、次の説明は要らなかったんですが、そのとおりかどうか。

それから、この住宅リフォーム事業、町長、3年間で、規則は平成27年の3月末で期限切れですよ。ですから今回、私は見直しがある。この規則はまだ作ってないんでしょ。この3月いっぱい切れるから、4月1日からまた新しい規則を作らないかんわけでしょう。規則を改正するとき、その分の商工会の皆さんから要望が出てくる店舗改修についても、このリフォーム事業を入れていただけませんかという要望があった。その点、町長、担当課長と協議して、この部分については上げないと答弁、課長のほうに指示されたかどうか、その点だけで結構です。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 住宅リフォームにつきましては、現在の予算計上には商工会の店舗の改装部分につきましては入っておりません。それはしかし、今後の協議の中

が必要であれば必要なときに予算措置をしていかなきゃならんと思っておりますが、予算査定のときにその話も確かにありました。プレミアム付きの例の創生交付金の中でそういったものも使えるよねという話は検討しましたがけれども、どちらを優先するのか、即効性があるのはやはりプレミアム付きの商品券のほうを拡大したほうが、より即効性があるだろうということで、そちらを選択をしたところでございまして、かといって先ほどの店舗改修の部分が完全になくなったわけではございませんので、今後もそれぞれ商工会さん、あるいは担当課が協議を進めていくものと思っております。

○5番（江崎 悟君） 商工観光課長、今の町長の話、分かりましたか。そのところをやはり詰めて、商工会のほうにもはっきり説明できるようにしていただきたいと思えます。

先ほどの立神峡の件、一言だけで結構ですよ。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 先ほどおっしゃられましたとおり、協議の結果、消費税分だけの見直しということですので、減額とはなっておりません。以上でございます。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第1号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第2号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から同意第2号までのうち、議案第4号は先議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は先議することに決定しました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号まで、及び議案第5号から議案第29号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第3号まで、及び議案第5号から議案第29号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時57分

再開 午後3時59分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、議案第30号、定住自立圏形成協定の締結に

ついてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第30号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（永田義昭君） 追加日程第1、議案第30号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、先ほど議決いただきました議案第4号、議会の議決すべき事件に定める条例の一部改正で、この定住自立圏形成協定の締結につきまして説明いたします。

八代地域における人口減少や少子化での対策等、単独では解決できない問題等の解決を図るため、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みを行うものでございます。

なお、定住自立圏形成協定を締結することにより、定住自立圏が形成された自治体に対しましては、国の財政支援が行われます。中心市へは8,500万円、周辺町村へは1,500万円が上限額として措置されるものでございます。

それでは、協定書1ページをご覧ください。第1条の目的では、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、住民が安心して豊かに暮らせる定住自立圏を形成することを目的といたしております。

第2条の基本方針では、政策分野の取り組みにおいて、相互に役割分担し、共同し、又は補完し合うこととございます。

第3条の連携する政策分野等では、国が指定した連携する政策の分野等、取組内容を記載したものでございます。

まず、開けまして3ページをご覧ください。1号の生活機能の強化に係る分野で、別表第1（第3条関係）、（1）医療、医療体制の充実と地域医療の連携、（2）福祉、子育て支援の推進と高齢者等に対する支援の充実等、（3）教育、子どもの健全育成、スポーツ・文化活動への支援の充実等、（4）土地利用、地域特性を活かした農業の展開等、有効な土地利用等、（5）農業振興、圏域内の産業等の振興、（6）その他、住民生活に係る施設等の連携等の6項目を計上させていただきます。

2号につきましては、次のページでございます。結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、別表第2（第3条関係）でございます。（1）地域公共交通、便利で快適な公共交通の構築、（2）情報基盤の整備、超高速通信網等の整備促進、（3）道路等の交通インフラの整備、主要幹線道路及び圏域内の拠点施設を結ぶ道路の整備促進等、（4）地産地消の推進、地域の生産者や消費者等の地域連携による地産地消、（5）交流・移住促進、地域内外の住民との交流・移住促進、（6）観光ネットワークの連携・強化の6項目を計上させていただいております。

3号で、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、次のページの別表第3の第3条関係で、（1）中心市等における人材の育成等、（2）中心市等における外部からの行政及び民間人の確保、国や県、民間人の確保と交流人事等、（3）その他の圏域マネジメント能力の強化、団体等の情報共有と人材の活用等の3項目が上げられております。これらが定住自立圏形成契約書に盛り込むこととなっております。

この取り組みは、大まかな取り組みでございます。契約の締結後、もっと具体的な詳細な取組内容を記載した定住自立圏共生ビジョンの策定、実施計画的なものでございますが、これが必須でございます。八代市と一緒に取組内容を協議する組織、八代市が主となり各分野から委員十数名を選定いたしまして、4月から8月までに検討・協議し、策定する計画でございます。また、これにつきましては、毎年見直しが必要となります。

第4条に戻ります。1ページでございます。事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担について掲載させていただいております。

第5条では、協定の変更について掲載させていただいております。

第6条につきましては、協定の廃止を掲載させていただいております。

第7条では、疑義の解決について盛り込んであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） これから質疑を行います。質疑はありますか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、定住自立圏形成協定の締結に向けて、国の助成金が概ね両市町で1億円あるんだという話です。ここの協定書の締結にあたって、相互に役割分担してということで、今の段階ではすべて甲の役割、乙の役割、すべて一緒ですね。今後、4月から8月の間でビジョンを作成するんだという企画課長の説明ですけれども、氷川町としてこの自立圏構想の中で、どういう役割を氷川町が持ちたいのか、持とうと考えるおられるのか。八代市と氷川町のその立ち位置ですね、そこからへんはこの協定を結んだ後の氷川町の立場というんですか、そういうものの構想がありましたら、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） お尋ねの定住自立圏形成協定の締結後の考えはということですが、私どもも今、事務レベルでの協議が行ってあるばかりでございます。私どもも一回もまだその会議にも参画しておりません。今度、初めて協定を結ばせていただきます。そのうえで、じゃあ氷川町がどういった役割を果たしていくのかということですが、やはり私どもは八代地域の北部地域でございます。その周辺を見ますと、やはり氷川の流域の泉、東陽、鏡、千丁あたりは一つのエリアなのかなと思っておりますが、その北部のエリアでできることを私どもが中心になってやっていくのも有りかなと。それが何かとは、まだまだ見えてきませんが、このビジョン策定の中で大いに私たちができる、任せていただけるようなことをやっていきたいと思っております、またそのことにつきましては、皆さま方からも大いにお知恵を借りたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） どちらの委員会に属するかが今のところ見えないので、企画課長のほうに一つだけ。今、町長の話があって、八代北部エリアの中心として動きたいということで、事務レベルの中で、ビジョン作成まで4カ月しかないということで、概ね事務レベルの中では、ある程度、氷川町の役割、八代市の役割というのが、協定書はこうですよ、ある程度、方向性というのを協議されているのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） まだ今のところ、ある程度というのはございませんが、一応、事務レベルで話した結果、担当課というものをどこにするかということで、この件についてはこの担当課というのがあります。その担当課と企画課と話し合っ、これからどういうふうにしていくかというのを、今から検討していきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第30号は、総務文教常任委員会に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

閉会 午後4時10分